

第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)

～子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへ～



令和7年3月

多摩市教育委員会

4 質の高い教育を
みんなに



表紙イラストゴーヤン



本計画の表紙を飾るキャラクターは「ゴーヤン」といいます。

ゴーヤンは、教育委員会で推進しているESDの一環として市立東愛宕中学校で実施した「グリーンカーテンプロジェクト」（ゴーヤによる緑のカーテンの設置など）において、そのイメージキャラクターとして平成24年に誕生しました。ゴーヤンは、当時の同校美術部の生徒が、それぞれ案を持ち寄って検討した中から決まりました。

その後ゴーヤンは、多摩市ユネスコスクールのイメージキャラクターとして、ESDの取り組みの場で活躍しています。

はじめに

多摩市教育委員会は、明確な理念と方針に基づき、教育を振興するため、教育基本法第17条に基づく基本的な計画として、多摩市教育振興プランを策定しています。この計画に基づき、多摩市教育委員会は各年度に実施する事業・取り組みを策定し、その実施結果を点検・評価することにより、教育施策を推進してきました。

令和2年3月に策定した「第二次多摩市教育振興プランー子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた基本計画ー」は、令和12年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針と、5年間に取り組むべき施策を示したものです。このたび、施策の期間が満了するため、新たに今後5年間に取り組むべき施策を定め「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）ー子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへー」を策定しました。

今回の改訂では、教育目標・基本方針は維持しつつ、これまでの5年間に推進してきた施策の成果や、その間に生じた教育を取り巻く社会環境の変化、本市で進めている健幸まちづくりを踏まえて、これからの5年間を見据え、子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちを実現するために、基本施策を中心に改訂しました。

これからの担う子どもたちには、想定を超えるような社会環境の変化をも前向きに受け止め、主体的・創造的に生き抜いていく力が必要です。さらには、家庭や地域が子どもたちの学びを支える力を持つことも重要です。

多摩市教育委員会は、すべての市民の学びを支えるために、学校教育と社会教育の充実及び連携を進めます。そして「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスの取れた育成により、子どもたちが生きる力を育み、持続可能な社会の創り手となる資質を身に付けられるよう、また、大人が学び続けることにより多摩市が目指すまちの姿「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」及び「地域で学び合い、活動し、交流しているまち」の実現につながるよう、本計画の着実な推進を通して、教育環境や教育条件を改善し、多摩市の教育の振興を進めます。

最後に、多摩市教育委員会と多摩市は、多くの教育的課題解決と安定的な市民サービス提供のために、国や東京都に対して、必要な財政支援を引き続き求めていきます。

令和7年3月

多摩市教育委員会

目次

はじめに	1
第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)の位置づけ	4
第1章 多摩市教育委員会の目標と方針	9
1 教育目標	11
(1)子どもたちの生きる力の育成	
(2)学校・家庭・地域の連携・協働の拡充	
(3)豊かな地域づくりに向けた学びの支援	
2 基本方針	12
(1)「豊かな個性」と「創造力」の伸長	
(2)「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成	
(3)「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進	
(4)「ESD」の充実と発展	
(5)地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進	
(6)「社会教育」と「家庭教育」の充実	
第2章 第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)において取り組む基本施策	15
1 「確かな学力」を育む教育の推進	18
【コラム】	
SDGs の達成を目指したESDの推進～「2050年の大人づくり」に向けたセカンドステージへ	22
2 「豊かな心」を育む教育の推進	23
【コラム】	
多摩市立八ヶ岳少年自然の家を活用した様々な体験活動	26
不登校はどの子どもにも起こりうること…安心できる居場所・多様な学びの場の確保に向けて	27
3 「健やかな体」を育む教育の推進	28
【コラム】	
新たな学校給食センターづくりに向けて前進します！	31
4 児童・生徒の学びを支える環境づくり	32
【コラム】	
これからの学校施設の役割	37

5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実 -----	38
【コラム】	
多摩市立中央図書館の開館～「知の地域創造」の拠点として -----	41
資 料 -----	43
1 本計画策定にあたり使用した基礎データ	
(1)多摩市公立小学校・中学校の児童・生徒数及び学級数	
(2)学校給食実施状況	
(3)教育センター各種事業実施状況	
(4)公民館利用状況	
(5)図書館利用状況	
(6)学校開放利用状況	
2 審議会等からの意見 -----	54
(1)多摩市学びあい育ちあい推進審議会	
(2)多摩市文化財保護審議会	
(3)多摩市公立小学校長会	
(4)多摩市公立中学校長会	
3 パブリックコメント -----	72
4 策定経過 -----	76
5 検討体制 -----	78
6 第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会設置要綱 -----	79

第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)の位置づけ

1 計画策定の経緯

平成18年12月に教育基本法が改正され、地方自治体に教育の振興のための基本施策である「教育振興基本計画」の策定が努力義務として規定されました。これに伴い、国・東京都の教育振興基本計画や多摩市の総合計画などを踏まえ、平成22年3月「多摩市教育振興プラン」を、平成27年3月には、推進してきた施策の成果や課題、その間の教育環境の変化などを踏まえ、「多摩市教育振興プラン（改訂版）」を策定し、様々な教育施策に取り組んできました。

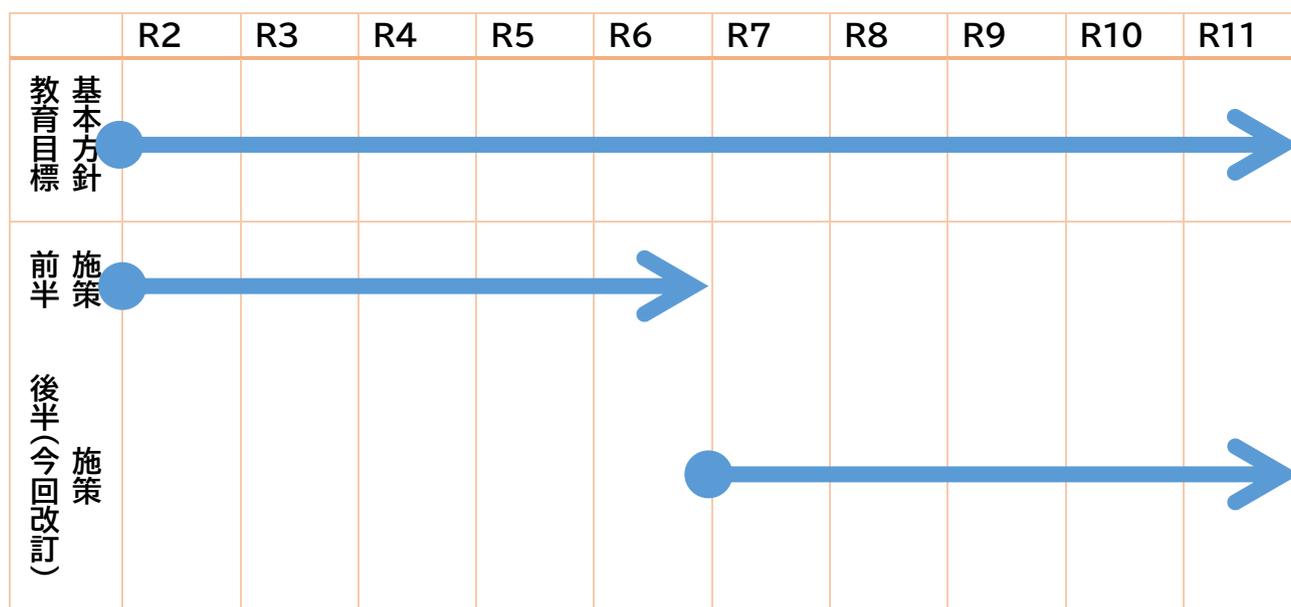
令和2年3月には、令和12年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針と、令和2～6年度までの5年間に取り組むべき施策を示した令和2年4月からの新たな計画「第二次多摩市教育振興プラン～子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた基本計画～」を策定し、様々な施策を推進してきました。

これまでの「第二次多摩市教育振興プラン」で定めた施策の期間が令和7年3月で満了するため、今後5年間に取り組むべき施策を定めた「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）～子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへ～」を策定しました。

2 計画の期間

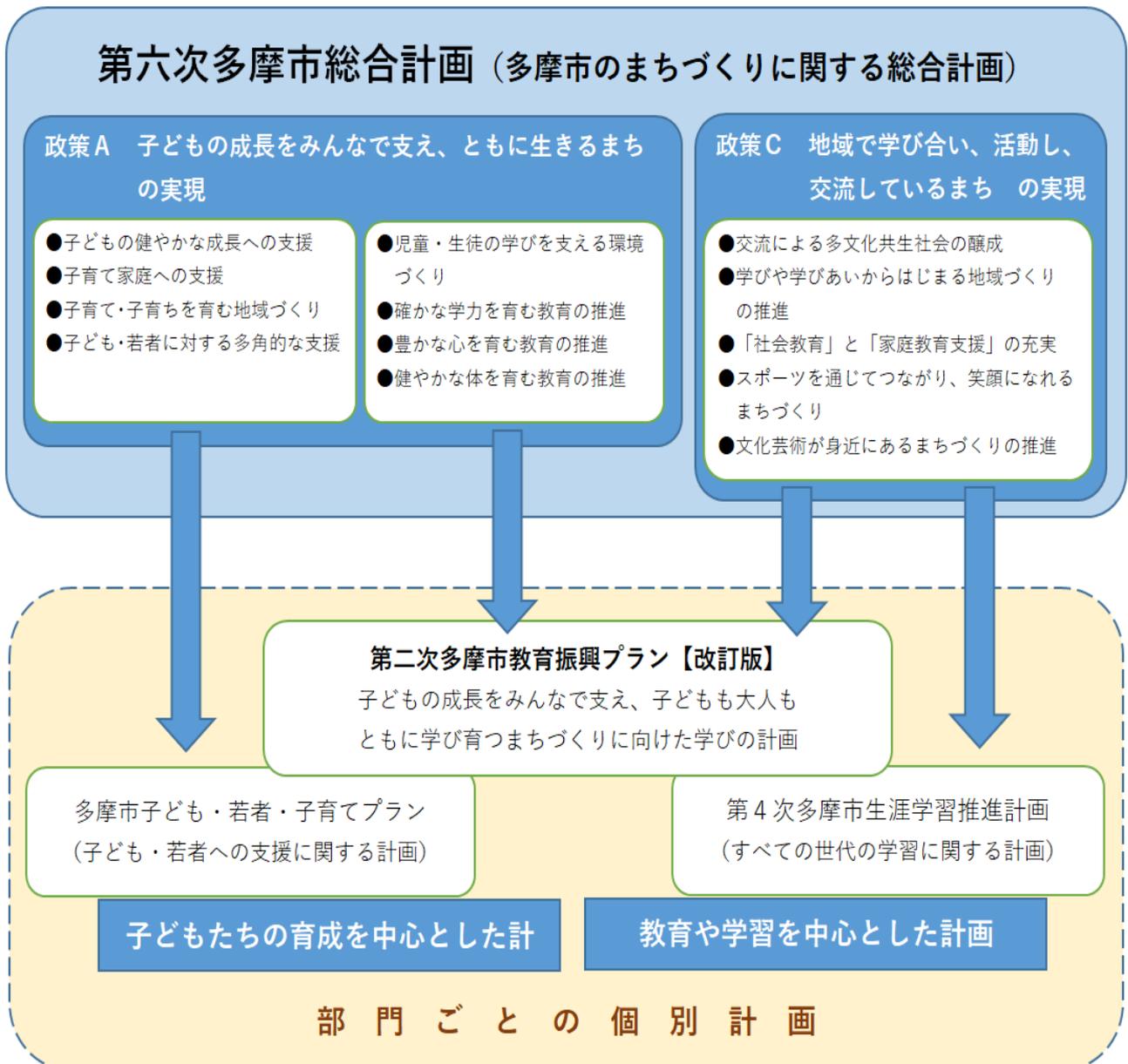
令和2年度（2020年度）から、令和12年（2030年）以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための10年間の教育目標・基本方針、令和7年度から令和11年度までの5年間に取り組むべき施策を示す計画とします。

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）の計画期間



3 第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけるものであり、令和5年11月に策定した「第六次多摩市総合計画」及び「多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を尊重し、整合を図るとともに、多摩市の教育に関連する他の計画との整合を図りながら、多摩市における教育の振興のための施策に関する基本計画と位置づけ、本計画により教育の振興を図ります。



4 改訂の背景

多摩市教育委員会では、令和2年3月に「第二次多摩市教育振興プラン」を策定し、学校教育と社会教育の振興に取り組んできました。

この間、社会では少子高齢化、情報化、グローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化などが一層進み、人口減少、雇用環境の変化による所得格差、持続可能な社会保障制度、大きな災害からの復興、環境問題など、様々な課題に直面しています。

また、これからの日本は、人生100年時代*¹を迎えようとしており、さらに超スマート社会（Society5.0）*²の実現に向けて人工知能（AI*³）やビッグデータ*⁴の活用など、技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が豊かな人生を送るためには、自分の夢や可能性に挑戦を続け、多様性を尊重しながら様々な人々と協働してより良い社会を創る力が必要とされます。このような力を身に付ける上で、教育の果たす役割は大変大きく、ますます重要になっています。一方で、子どもの体力の低下やいじめや不登校の増加、教職員の多忙化、家庭や地域の教育力向上の必要性、インターネット上の有害情報の青少年への悪影響など、教育においても様々な課題が生じています。

多摩市においては、令和5年11月に、刻一刻と変化する予測困難な時代に対応するため、「将来都市像」を定め、市民の皆さんと市の共通の目標として、まちづくりを進める上での根幹となる計画である「第六次多摩市総合計画」を策定するとともに、国では、第4期教育振興基本計画が策定され、東京都においても「東京都教育ビジョン(第5次)」が策定されるなど、学校教育や社会教育をさらに推進する時期となっています。

このような背景の中、多摩市教育委員会では、子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちを実現するために、「第二次多摩市教育振興プラン」を改訂しました。

5 第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)における施策の方向性

多摩市教育委員会では、社会全体が大きく変化する「予測困難な時代」を生きる子どもたちが、社会で生き抜くために必要となる「生きる力」を身に付けられるよう、これを支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を引き続き推進します。また、今後の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成に向け、学校・家庭・地域が一体となって、「子どもたちの学びを支える環境づくり」の充実を図ります。

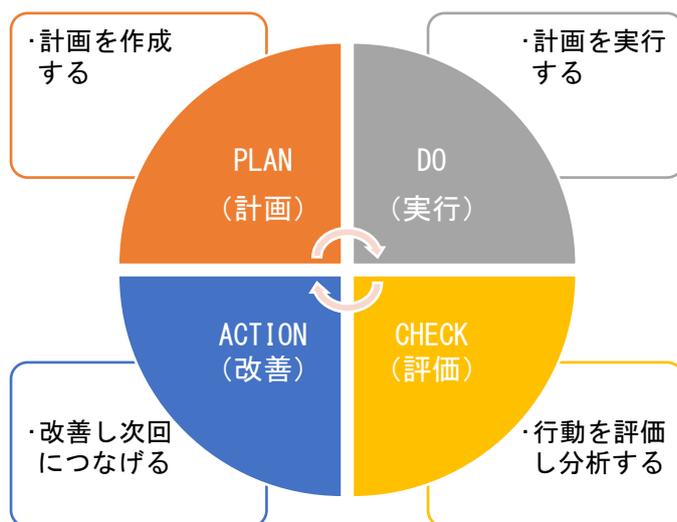
併せて、子ども、保護者、地域住民が、ともに学びながらつながり、地域社会における絆づくりを進めていき、自らが地域や生活の課題に気づき、互いに学び合う中で解決につなげていくことができるような環境や学びの機会の創出のために、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実も図っていきます。

今回の「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」は、これまでの教育目標・基本方針は維持し、基本施策を中心に改訂しました。これからの5年間を見据え、教育現場におけるSDGsの達成に資する施策となるような方向性を持って策定するとともに、第六次多摩市総合計画、教育委員会におけるこれまでの取り組み、改訂された国や都の計画、学習指導要領、不登校・いじめ、教員の働き方改革、インクルーシブ教育システムの構築など様々な課題への対応、社会状況の変化などを踏まえ、これからの学校に期待される役割を実現し、さらに多摩市の教育が推進するよう基本施策を定めました。

6 第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)の推進のために

本計画において定めた施策を推進するにあたっては、別途毎年度計画的・体系的に取り組みを定め、実施の次年度に評価を行います。その評価を踏まえて取り組みを見直していくPDCAサイクル*⁵に則した進行管理を図ります。

また、市民や学校の意見等の情報収集を的確に行い、取り組みに反映させます。加えて、急激に変化する社会状況のなかで教育委員会が対応すべき課題を的確にとらえ、国や東京都の動向も踏まえながら、教育施策を推進していきます。



多摩市教育委員会は、第二次多摩市教育振興プランのPDCAサイクルの取り組みとして、「事務点検評価」を行っています。

これは、毎年、評価点検する事業を選定し、教育委員と学識経験者が、事業の取り組みや進捗状況等について意見交換や点検評価を行い、その結果を、翌年度以降の取り組みに反映する仕組みです。

*¹ **人生100年時代**：我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。100年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要であり、人生100年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくるのが重要な課題となっている。

*² **超スマート社会 (Society 5.0)**：我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会。第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が初めて提唱された。

*³ **AI**：Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。

*⁴ **ビッグデータ**：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。多くの場合、様々な種類・形式が含まれる非構造化データ・非定型のデータであり、さらに、日々膨大に生成・記録される時系列性・リアルタイム性のあるようなものを指すことが多い。今までは管理しきれないため見過ごされてきたそのようなデータ群を記録・保管して即座に解析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにないような新たな仕組みやシステムを産み出す可能性が高まるとされている。

*⁵ **PDCAサイクル**：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと。

第1章

多摩市教育委員会の目標と方針

1 教育目標

(1)子どもたちの生きる力の育成

多摩市教育委員会は、すべての子どもたちが知性、感性、徳性を高め、心身ともに健やかな市民として成長し、生きる力が育まれることを願い、以下に掲げる教育を推進します。

- 自ら意欲的に学び、考え、表現し、行動する力を持ち、個性と創造力豊かな人間を育成します。
- 互いの人格と多様性を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人間を育成します。
- 心身ともに健やかで、健康的な生活習慣を重んじる人間を育成します。

(2)学校・家庭・地域の連携・協働の拡充

多摩市教育委員会は、教育における学校・家庭・地域の連携と協働を不可欠なものと考えます。

教育は、学校・家庭・地域それぞれが教育の責任を果たし、連携・協働して行われるべきものであるとの認識に立ち、子どもから大人まですべての市民がそれぞれの立場から多様な活動に参加し、互いに「つながる」ことによって総合的な教育力の向上を目指します。

(3)豊かな地域づくりに向けた学びの支援

多摩市教育委員会は、すべての市民が地域の課題や個々の課題の解決に向け、必要な学びを支えるとともに、豊かな教養を培い、自己実現を図り、心身の健康を保持・増進するための取り組みを支援します。一人ひとりが様々な活動の場へ主体的・積極的に参加し、学び合い育ち合いを通じて支え合うことができる豊かな地域社会を創造するために、以下に示す社会教育の充実及び家庭教育の支援に努めます。

- 学校・家庭・地域と連携・協働した青少年の健全育成及びキャリア教育を支援・充実します。
- 社会教育に係る事業の充実及び施設の機能の向上を図ります。
- 市の歴史を次代に引き継ぎ、地域への誇りや愛着心を醸成するため、文化財・歴史資料の収集・保存・活用を推進します。
- 安心して子育てができるよう、社会教育に関する情報提供や子育てに関する学習機会の場を提供し、家庭教育を支援します。

2 基本方針

(1) 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

情報技術の急速な発展や国際化の進展など、新たな時代潮流が進んでいます。そのような社会環境の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成し、主体的・創造的に生き抜いていく実践力が必要です。

このため、基礎的な学力の向上を土台として、自ら考え行動する態度を育成することが大切です。子どもたちの個性を尊重した教育を充実させ、創造力と想像力を伸ばすとともに、国際社会に生きる地球市民としてのコミュニケーション能力や行動力及び社会性を養うことを目的とした特色ある学校づくりを奨励します。

(2) 「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成

人権尊重の理念を正しく理解し、認識を深めるとともに、他者を認め、思いやる心を持ち、社会生活の基本的ルールを身に付け、地域や国際社会に貢献しようとする意欲を高められるようになることは、すべての市民にとって大切です。

このため、特に市民の一員である子どもたちに対する人権教育及び心の教育の充実を図り、権利と義務、自由と責任についての認識を深めることが重要です。

互いの違いを認め合い、尊重し合える環境を守り、個性や主体性を尊重しつつ、公共心を持ち、真に自立した個人を育て、誰もがいきいきと活躍できる共生社会の形成に資する教育を推進します。

(3) 「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進

子どもたちの心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となります。

このため、一人ひとりが望ましい生活習慣を身に付けるとともに主体的に運動に取り組み、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。

(4) 「ESD」の充実と発展

持続可能な社会の構築を目指し、身近にある環境や社会的な課題について多面的に考え、解決を図っていくことができる人材や、地域の文化を理解し、未来に継承発展させていくことができる人材を育成していくことが必要です。

このため、多摩市の豊かな自然環境を生かした体験活動の機会を提供するとともに、防災教育や環境教育、国際理解教育、食育、キャリア教育等を通して持続可能な社会づくりに必要とされる能力と態度を地域とともに育み、持続可能な社会の創り手を育成します。

また、ESD*⁶の充実・発展に向けては、持続可能な開発目標（SDGs*⁷）との関連を図って取り組んでいきます。

(5) 地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進

多摩市の特色を踏まえた教育行政を力強く展開し、学校と地域の人々が目標を共有し、一体となって子どもたちを育てていくため、学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みづくりを進める必要があります。

このため、校長のリーダーシップのもと、社会に開かれた教育課程*⁸を実践するとともに、市民との協働により地域とともにある学校として、充実した学校運営体制を確立し、教職員が専門性を発揮し、市民や保護者に信頼される魅力ある学校づくりを支援します。

(6) 「社会教育」と「家庭教育」の充実

人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中で、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、豊かな地域としていくためには、市民一人ひとりが学習と実践を通じてつながり、地域課題を共有し、解決を図り、活力あるより良い地域社会を築いていく必要があります。

このため、公民館、図書館などによる学びや交流の機会を充実し、多様な活動を通して自己実現と社会参画を図れるよう支援します。

また、文化財の保護、継承、活用を通じ、地域への誇りや愛着心が醸成されるよう、社会教育活動や生涯学習活動を支援します。

さらに、家庭、地域の教育力の向上を目指して、子ども理解につながる研修等を充実させるとともに、学校や地域との連携を図れるよう支援します。

この他、子育て中の親が地域から孤立せず、地域との一体感の中で自分の成長を実感し、子育てを楽しみ、自信を持てるよう、教育センターや発達支援室、地域子育て支援拠点、子ども家庭支援センター（こども家庭センター）及び健康センターなど、関係する相談機関の連携を推進し、家庭における教育力の向上を支援します。

*⁶ESD：Education for Sustainable Developmentの略で「持続可能な開発のための教育」を示す用語。持続可能な社会の担い手を育てるため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動する力を身に付ける教育のこと。

*⁷SDGs：Sustainable Development Goalsの略で「持続可能な開発目標」を示す用語。国連加盟国193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を図るインジケータで構成されるもの。

*⁸教育課程：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。

第2章

第二次多摩市教育振興プラン(改訂版) において取り組む基本施策

教育 目標

3つの教育目標

- ・ 子どもたちの生きる力の育成
- ・ 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
- ・ 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

基本方針

6つの基本方針

- ・ 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- ・ 「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成
- ・ 「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進
- ・ 「ESD」の充実と発展
- ・ 地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進
- ・ 「社会教育」と「家庭教育」の充実

基本施策 令和7年度改訂

5つの基本施策

37個の基本施策に基づく取り組み
詳細は18ページ以降に記載

基本方針に沿った教育目標の達成を目指すために、右ページに掲げる基本施策に基づく取り組みを推進します。

【基本施策】

【基本施策に基づく取り組み】

<p>1 「確かな学力」を育む教育の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 学力の定着・伸長を促す学習指導の充実 (2) ESDの充実・発展 (3) 防災教育の推進 (4) 英語教育の推進 (5) 情報教育の推進 (6) 学校図書館の充実 (7) 教員の資質・能力の向上 (8) 地域の力を生かした学習支援の推進
<p>2 「豊かな心」を育む教育の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 人権教育の推進及び人権尊重の理念の啓発 (2) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進 (3) 不登校等の児童・生徒への支援 (4) 道徳教育の推進 (5) キャリア教育の推進 (6) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進
<p>3 「健やかな体」を育む教育の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実 (2) 健康教育の充実 (3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供 (4) 食育の推進 (5) 持続可能な部活動の環境整備 (6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発 (7) 子どもの育成に資する地域活動の支援
<p>4 児童・生徒の学びを支える環境づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域とともにある学校づくりの推進 (2) 学校を支援する人材の発掘と育成 (3) 教育相談の充実 (4) 誰一人取り残さない視点に立った支援 (5) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり (6) 児童・生徒への適切な学習環境の整備 (7) 学校における働き方改革の推進 (8) ICT活用のための環境整備 (9) 地域における安全・安心な環境づくり (10) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援 (11) 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり
<p>5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育の充実 (2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実 (3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実 (4) 文化・歴史学習の充実 (5) 地域活動の支援

1 「確かな学力」を育む教育の推進

子どもたちの生きる力を支える「確かな学力」は、知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動することにより問題を解決する資質や能力などのことです。

多摩市教育委員会においては、児童・生徒一人ひとりが、基礎的な知識・技能を確実に身に付けられるようにするとともに、どのように社会が変化しても、自ら主体的に課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を高め、義務教育終了までに、すべての児童・生徒に、主体的・創造的に生き抜く力を養成します。

取り組みの指標

～主体的・創造的に生き抜くための問題発見・解決能力の育成～

児童・生徒が、どのように社会が変化しても主体的・創造的に生き抜くために必要となる、思考力・判断力・表現力等を身に付け、自ら進んで課題の解決に取り組む児童・生徒の割合を増加させます。

「小学校5年生まで〔中学校1・2年生のとき〕に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
小学校6年	調査中止	79.2%	78.5%	77.1%	⇒
中学校3年		81.8%	82.4%	80.8%	⇒ 100%

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

「持続可能な社会の創り手」として求められる能力と態度を育成するE S Dを通じて、地域や社会をよくするために何ができるかを考える児童・生徒の割合を増加させます。

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

令和5年度は「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
小学校6年	調査中止	55.4%	52.4%	77.9%	⇒
中学校3年		44.0%	41.6%	61.4%	⇒ 100%

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

(1) 学力の定着・伸長を促す学習指導の充実

多摩市のすべての児童・生徒に確かな学力を確実に定着させ、一人ひとりの伸長を促す学習活動の推進を図ります。

「全国学力・学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」などを分析し、各校で授業改善を推進し、児童・生徒に分かりやすい工夫された授業を目指します。

また、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けていくために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組みます。

確かな学力の定着及び伸長を目指し、日々の授業において「ねらいの明確化」と「振り返りの確実な実施」を継続します。また、学級経営の安定と家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向けた学校と家庭の連携推進に取り組みます。

多様な子どもたちの将来の自立と社会参画・社会貢献に向け、きめ細かな指導・支援のあり方について検討を進めます。

(2) ESDの充実・発展

主体的・対話的で深い学びを促進するため、ESDの視点を明らかにした教科等横断的な学習を充実するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた教育活動を展開します。

これにより、持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成します。特に習得した基礎的な知識・技能を活用して、主体的に課題を追究する探究的な学習を地域住民や支援団体、市内の大学や企業のほか、行政との連携・協力の下に積み重ねることで、多面的・総合的に考える力、批判的思考力、コミュニケーション力など、国際社会で生きるために必要な資質・能力を高めていきます。

また、全ての小・中学校がユネスコスクール^{*9}であることを生かしながら、オンラインによる国内外の学校との交流、外部人材や地域のネットワークを活用したESDを展開します。



多摩市子どもみらい会議での話し合い

^{*9}ユネスコスクール：ユネスコ憲章に示された理想を実現するための、平和や国際的な連携を実施する学校のこと。世界182か国の学校が加盟（令和5年3月現在）し、世界中の学校との交流を通して、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す。特に日本ではESDの推進拠点として位置づけられている。

(3) 防災教育の推進

台風による大雨や強風、地震など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、ハザードマップ等を活用し、日頃から災害に対する備え、自らの身を守る指導の徹底を図ります。災害時には、自分自身や身近な人を助け、被災時に家族や地域の方と助け合い、適切に行動できるよう、家庭や地域と一層の連携を図った防災教育を推進します。

また、「地球沸騰化」と言われる近年の状況を鑑み、熱中症の防止に関する指導の徹底を図ります。

(4) 英語教育の推進

児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、多様な価値観を理解し、地球規模で物事を考え、行動する力の育成が必要です。

英語で「話す力」と主体的に学ぶ意欲の向上を図り、主に英語力（コミュニケーション力）を高め、日本一英語を話すことができる児童・生徒の育成を念頭に、グローバル人材の育成に取り組みます。

(5) 情報教育の推進

一人1台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代をけん引する人材の育成を図ります。また、情報モラル教育をはじめとしたICT*¹⁰機器を有効かつ適切に扱う態度を育みます。

教員研修等をとおして、教員のICT活用指導力、生成AI*¹¹等との関わり方などのITリテラシーの向上を図ります。

(6) 学校図書館の充実

市立図書館から学校図書館への支援及び連携強化を図るとともに、学校図書館司書の活用により、学校における児童・生徒の読書環境の向上を図ります。児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを効果的に進められる環境づくりに向け、学校図書館のセンター機能*¹²（読書をしたり、学習したり、情報を収集したりすること）の向上を目指します。

*¹⁰ ICT：Information and Communication Technology の略でコンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

*¹¹ 生成AI：コンテンツを新たに生み出す人工知能（AI）のこと。従来のAIが決められた行いを自動化するのに対し、生成AIは学習済みのデータを活用して会話、ストーリー、画像、動画、音楽などの新しいコンテンツやアイデアを生み出すことができる。

*¹² 学校図書館のセンター機能：学校図書館が有する3つの機能、「読書センター」「学習センター」「情報センター」機能のこと。

(7) 教員の資質・能力の向上

教員一人ひとりの職層に応じた研修を実施し、指導力を高めるとともに、E S Dやいじめ問題への対応、英語教育、特別支援教育など教育課題に対応した知識を習得させ、それを活用できる指導力を高めます。

また、体罰などの教員の服務事故（教員による体罰及び性暴力等）を根絶するために、校内外の研修を通じて指導の徹底を図り、未然防止に取り組みます。



初任者研修でのグループ協議

(8) 地域の力を生かした学習支援の推進

子どもたちが学習に対する興味や関心を高め、確かな学力を身に付けられるよう、保護者、地域の人たちや企業、大学による子どもたちの学習の補助や、基礎学力の定着及び学習習慣の確立に向けた授業時間以外での補習（地域未来塾*¹³）、様々な体験活動の機会を提供するなど各学校の取り組みを支援します。

こうした活動に協力いただける地域人材については、今後不足も見込まれるため、市の地域教育力支援コーディネーター*¹⁴及び各校の地域学校協働活動推進員*¹⁵と学校が連携し、活動についての情報発信を行うなど人材確保に努めていきます。

*¹³ **地域未来塾**：児童・生徒の基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指し、地域の方や大学生などに「学習支援員」として協力してもらいながら、授業時間以外で補習学習を行う取り組みのこと。平成30年度から市立小・中学校全校で実施。

*¹⁴ **地域教育力支援コーディネーター**：市公立小中学校の課題や要望に対して、地域の人材やNPO、大学、企業等との連携を図りながら支援策の手法を検討し、学校内や地域学校協働活動推進員（教育連携コーディネーター）への支援強化を行うために、多摩市教育委員会に配置している専門スタッフ。

*¹⁵ **地域学校協働活動推進員**：学校・家庭・地域が連携・協働し、地域の特色を生かして、子どもの成長を育む体制を整えることを目的に活動し、学校と地域学校協働活動ボランティアとの間に立ち、相互の適切な連携関係を作り、総合的な連絡・調整を行う役割を担う人材。

コラム

SDGsの達成を目指したESDの推進 ～「2050年の大人づくり」に向けたセカンドステージへ

ESDとは地球規模の様々な課題を、自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、身近なところから実践していくこと(Think globally, Act Locally)を通して、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、「持続可能な社会の創り手」を育成する教育です。

多摩市教育委員会では、平成21年(2009年)からの10年間は「2050年の大人づくり」をスローガンに、ESD(Education for Sustainable Development:持続可能な開発のための教育)を推進してきました。令和2年(2020年)からは次の10年間のスローガンとして「2050年の大人づくりに向けたセカンドステージへ」とし、ESDの充実・発展を目指し、令和6年(2024年)で15年目を迎えています。

市内の全小・中学校はESDの推進拠点である「ユネスコスクール」に加盟し、ESDを通じて育てたい資質・能力を明確にして、協働し、問題を見だし、解決を図っていく学習に取り組んでいます。例えば、総合的な学習の時間を中心に地球温暖化などの地球規模の課題を児童が「自分事」と捉え、解決策等を発信したり、自分たちで再生可能エネルギーから発電を行い、蓄電をしてイルミネーションにしたり、自分たちの使っている一人1台端末を充電したりといった実践をしたりするなど、持続可能な社会づくりに貢献しようとする資質や能力を育成しています。



再生可能エネルギー(水力)を活用した発電

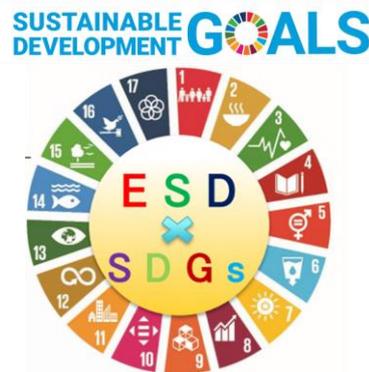
このような取り組みを通して、「2050年の大人づくりに向けたセカンドステージ」として、以下の3つの方策を踏まえ、ESDのさらなる充実・発展を図っていきます。

1 小中連携したESDの推進

子どもたちの実態を踏まえ、各中学校区においてESDを通じて育成する資質・能力を設定し、教職員間で共有を図るとともに、小学校の学びを中学校につなげていきます。また、中学校区ごとの児童・生徒によるESDの取り組みに関する「発表交流」を行っていきます。

2 SDGsの達成を目指したESDの推進

2030年までに持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の国際目標SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成を目指し、各学校の教育活動においてESDの視点を明確にし、教科等横断的な学習を展開し、SDGsの17の目標達成に向けた取り組みを充実させます。



3 「多摩市子どもみらい会議」の充実

平成27年(2015年)から開催してきた、子どもたちによるESDの実践発表・共有・発信の場である「多摩市子どもみらい会議」において、参加した子どもも大人もみんなで、その実践の在り方を共有し、市政への提言など具体的取り組みを通して、ESDの学びを実生活や社会の変容につなげていきます。

2 「豊かな心」を育む教育の推進

生きる力を支える「豊かな心」は、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他者を認め、思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にする心であると考えます。

加速度的に変化する社会において、人と協調しつつ自立的に社会生活を営むために必要とされる実践的な力が生きる力であり、豊かな心は生きる力を支える重要な要素です。豊かな心の育成には、様々な年代・立場の人と交流するとともに、多くの体験・経験を積むことが必要です。

多摩市教育委員会は、次代を担う子ども自らが学ぶ意欲をもち、未来への夢や目標をもち、自らを律しつつ、自己の責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何ができるかを大切に考える豊かな心の育成を推進します。

取り組みの指標

～自己有用感の育成と感性の向上～

成功体験を積み重ねることなどを通じて、子どもたちの自尊意識や自己肯定感を育み、自分に自信をもてる児童・生徒の割合を増加させます。

「自分には良いところがある」「どちらかといえばある」と回答している割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
小学校 6 年	調査中止	79.8%	79.4%	83.1%	⇒
中学校 3 年		74.3%	79.2%	80.0%	⇒
					100%

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

人権教育や道徳教育を推進し、いじめはどんな理由があってもいけないことだとする児童・生徒の割合を増加させます。

「どんな理由があっても「いじめはいけない」と回答している割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
小学校 6 年	調査中止	84.0%	87.9%	79.8%	⇒
中学校 3 年		76.9%	76.2%	75.0%	⇒
					100%

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

(1) 人権教育の推進及び人権尊重の理念の啓発

学校の教育活動を通じて、児童・生徒が人権や人権擁護に関する理解を深め、人権がもつ価値や重要性を受け止める人権感覚を養うとともに、自分の人権を大切に、他者の人権を擁護しようとする意識や態度を保護者や地域とともに考え育成します。併せて、人権課題「障がい者」、「子ども」に関連し、「いじめ問題」や「児童虐待」の解決に向け、人との関わり方を学び、他者の気持ちを想像する力や規範意識を育むための教育を推進します。また、人権課題「性的指向・性同一性障害」や外国人の人権等、新たな人権課題について関係部署と協力しながら理解を深めるための研修を充実します。さらに、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の理解の促進を図ります。

携帯電話やスマートフォンの普及や端末機能の急速な発展によるSNS*¹⁶などのインターネットにまつわるトラブルなどについて、関係機関との連携の下に未然防止や早期解決のための取り組みを推進します。

(2) いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、その成長に重大な影響を与え、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあるものとの認識に立ち、「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、いじめを重大化させないように努めます。いじめの未然防止においては、道徳科や学級活動等において法や条例の趣旨を理解し、多様性を認め、他者を尊重し、相互理解を深め、いじめをしない、許さない態度を身に付けさせるように努めます。

各学校においても「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの徹底や、「学校いじめ防止委員会」の機能の強化を図ることにより、いじめ防止などに向けた組織的な取り組み及び地域や保護者と連携した対応を推進します。

(3) 不登校等の児童・生徒への支援

学校における対応力を向上させるために、魅力ある学校づくりを目指した「絆づくり」と「居場所づくり」を行い、令和2年11月に策定した「不登校総合対策」に基づいた支援の充実を図ります。また、不登校やその傾向のある児童・生徒には、適応教室*¹⁷「ゆうかり教室」、チャレンジクラス「あたごSpace」などの活用を促進し、一人ひとりの状況や能力に応じた適切な支援により、社会的な自立につなげることを目指します。その一つとして「ゆうかり教室」では、専門的な手法によるソーシャルスキルトレーニングなどの集団活動の取り組みを継続します。



あたごSpace（「あたごルーム」でみんなでリラックスして活動する様子）



ゆうかり教室のコアラタイム
フィンランド伝統飾り「ヒンメリ」
作りの様子

また、様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家庭に対して、教育相談体制をさらに充実させ、学校、スクー

ルカウンセラー*¹⁸、スクールソーシャルワーカー*¹⁹、関係機関等と連携し多角的なアセスメントに基づき、課題に応じた効果的な支援を行います。特に、学校とのかかわりが途切れがちであったり、最近の様子を把握することが困難な状態にあったりする場合は、アプローチの困難さが課題であったことから、オンライン上の「VLP（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）」を活用し、興味・関心を引き出せるような企画や取り組みを行うことで支援を充実させていきます。

(4) 道徳教育の推進

自己を見つめ、よりよい生き方について考え、議論する道徳科の授業を要として、全教育活動で児童・生徒の道徳性を養います。また、道徳授業地区公開講座等を通じて、保護者・地域と連携した心を育てる教育を推進します。

(5) キャリア教育の推進

小・中学校では、キャリア教育の推進に向け、キャリア・パスポート*²⁰を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることを通して、自己の変容に気付く活動の充実を図ります。

中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、必要な基盤となる能力や態度を育むよう努めます。



地域図書館での職場体験学習

*¹⁶ SNS：Social Networking Service の略で Web サイト上で登録した利用者同士が交流できる仕組み。多くの SNS では、個人のプロフィールや日記を書き込む機能やメッセージを送る機能があるほか、特定の仲間の間だけで情報をやり取りできるグループ機能などがある。

*¹⁷ 適応教室：何らかの理由により学校にいけない児童・生徒を対象に、学校や家庭、相談機関等と連携し、個別指導や集団活動を通して児童・生徒の自己肯定感を高め、豊かに生きるための基礎的な力を育むことを目的に設置する教室。

*¹⁸ スクールカウンセラー：いじめ、不登校、問題行動の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、子育てに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助など児童・生徒の心の問題に関して深く、広範囲な活動を職務として学校に派遣される専門職。

*¹⁹ スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、学校、家庭、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童・生徒に支援を行ったりする専門職。

*²⁰ キャリア・パスポート：小学校・中学校・高等学校段階のキャリア教育をつなぎ、12 年間の見通しをもって、より効果的に児童・生徒のキャリア形成を図っていくことを目的として、これまでの学校生活や日常生活を振り返り、これからの生き方を見通すための記録として活用する。記録は学年単位や校種単位で終わらせず、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと継続的に蓄積していく。その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。学習指導要領にその活用について明記されている。

(6) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤であり、子どもの成長の糧としての役割が期待されているため、思考や知識を働かせ、実社会に実際に触れることや、インターネットやシミュレーション等を通じた体験など様々な体験活動の充実を図っていきます。

図書館や公民館などの社会教育施設のほか、児童館など地域の公共施設や商業施設などで、子どもの育成に資する講座や事業を実施し、親子や様々な世代との交流、体験型の学習などを通じた取り組みを実施します。

話す、聞く、読む、書くなど、豊かな言語表現活動や様々な情報に触れることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。特に、本に触れることによって豊かな心を育むため、「(仮称) 第二次多摩市読書活動振興計画」に基づく施策を展開することで、読書活動を推進します。

自然の中での活動や多様な文化や芸術を実際に体験できる機会を提供することにより、子どもの豊かな心を育成します。

また、市指定の有形文化財や天然記念物、都指定の史跡などを活用し、子どもたちが郷土の歴史を学び、文化財を実際に体験する場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

コラム

多摩市立八ヶ岳少年自然の家を活用した様々な体験活動

八ヶ岳の雄大な自然の中で児童・生徒が安全・安心に様々な体験活動を通じて心身の成長を図る八ヶ岳少年自然の家は、もうすぐ開設から 50 年を迎えます。

その間、地元の富士見町や隣接する国有林管理者(林野庁南信森林管理署)と信頼関係を構築し協力を得ながら、林野庁長官賞を受賞した林業体験プログラムをはじめ、車で10分の富士見高原スキー場や 20 分の富士見パノラマスキー場でのスキー&スノーボードやソリあそび、近くを流れる立場川たつばでの川遊びや水生昆虫観察など様々な自然体験メニューを開発・提供してきました。



八ヶ岳少年自然の家の外観



森林教室(座学)の様子

また、自然の家の敷地内にも様々なアクティビティが用意されています。自然木を贅沢に利用した「森あそび」、かや飛ばしや丸太切り体験、杉板クラフトや木バッジクラフト、星座観察やナイトハイク、キャンプファイヤーや体育館でのキャンドルファイヤー、屋外炊飯場を利用したバーベキューやカレーづくり&飯盒炊飯など、自然を楽しむ様々な体験活動が用意されています。

八ヶ岳少年自然の家は、これからも富士見町や林野庁との友好関係を継続しながら、豊かな自然環境を活用した豊富な体験活動メニューを安定して提供することで、児童・生徒の健全育成、そして市民の社会教育・生涯学習活動の一助になるよう引き続き取り組んでいきます。

コラム

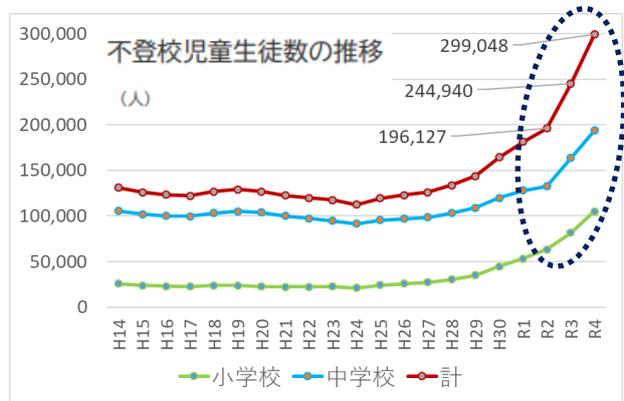
不登校はどの子どもにも起こりうること……
安心できる居場所・多様な学びの場の確保に向けて

1 不登校の増加は全国的な傾向

新型コロナウイルス感染症などの社会的な要因や学校での人間関係など人それぞれの要因で、近年、学校に登校しない子どもが全国的に増えています。

多摩市立小・中学校でも、不登校児童生徒数は令和4年度には400名を超え、1クラスあたりにすると、小学校では1名、中学校では3名程度が不登校の状況です。

多摩市教育委員会では令和2年度に策定した「不登校総合対策」に基づき、子どもが抱える不安と悩みを少しでも解消できるよう、対策を進めています。



出典は、文部科学省の令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果。児童・生徒数は、病気や経済的な理由等を除く年間30日以上欠席した子どもが対象です。

2 一人ひとりに合った環境づくり

多摩市立小・中学校に通っている子どもについては、担任の先生など学校と相談のうえ、一人ひとりに合った居場所を選択できる環境づくりに取り組んでいます。代表的なものは次のとおりです。(③及び④は東京都の事業で、多摩市が東京都に申請のうえ事業を実施しています。)

①校内別室<多摩市立小・中学校内>

クラスに入りづらい子どもが校内の別室で学習などに取り組むことができます。

②適応教室「ゆうかり教室」<教育センター内>

個別学習、他の子どもとの交流・団体活動やボードゲーム・ものづくりプログラムを通じ、退職した教員など大人との関わりの中で、達成感を積むことができます。

③多摩市フレキシスクール Online (VLP) <インターネットの仮想空間内>

学校配付のタブレット端末を利用して、オンラインで教員、大学院生との交流などさまざまなプログラムに参加できます。(令和5年10月開設)

「あたご Space」の様子



④チャレンジクラス「あたご Space」<東愛宕中学校内>

ゆとりある時間割の中で、生活リズムを整えながら教員やチャレンジサポーター(支援員)の指導のもと、学校生活を送ることができます。(令和6年4月開設)

多摩市ユネスコスクールイメージキャラクター「ゴーヤン」



「あたご Space」という名称には、校内別室が生徒にとっての「居場所 (Space)」となり、この別室には「宇宙 (Space) のような大きな可能性がある」という2つの願いを込めています。なお、あたごスペースでの支援のキーワードは次の3つです。

整える 登校日数の増加

分かる 学習内容の定着

つながる 学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒の解消

ゆとりある生活時程の中で「リフレッシュタイム」などを取り入れ、生活リズムや心身の状況を整えます。

一人ひとりの学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習などを取り入れます。

個別支援計画を活用し、関係機関と連携を図ることで相談や指導を受ける環境を整えます。

3 「健やかな体」を育む教育の推進

生きる力を支える「健やかな体」は、たくましく生きるための健康や活動の源であり、意欲・気力といった精神面の基盤でもあります。

子どもたちが、生涯にわたって健康・安全に生きていくために必要な身体能力、知識などを身につけることは、心身の健やかな発育・発達にとって非常に大切です。

多摩市教育委員会は、「健康教育」や「食育」の視点から学校・家庭・地域と連携を図りながら、子どもたちの健やかな体の育成を推進します。

取り組みの指標

～健やかな生活環境と体づくり～

体育指導や運動の習慣づけなどにより、運動やスポーツに親しむ児童・生徒の割合を増加させます。

「運動やスポーツをすることが好き」と回答している割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
小学校5年男子	調査中止	71.6%	72.3%	75.0%	⇒
小学校5年女子		59.7%	58.6%	57.2%	⇒
中学校2年男子		68.5%	67.2%	62.3%	⇒
中学校2年女子		45.8%	46.5%	48.0%	⇒
					100%

(東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査より)

生活習慣の健全育成や健康に関する教育、食育などを通して毎日朝食を必ず食べる児童・生徒の割合を増加させます。

朝食を毎朝「食べている」と回答している割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
小学校5年男子	調査中止	88.2%	89.6%	86.1%	⇒
小学校5年女子		86.9%	89.7%	83.7%	⇒
中学校2年男子		86.3%	86.8%	84.9%	⇒
中学校2年女子		78.9%	81.3%	81.2%	⇒
					100%

(東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査より)

(1) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実

大学や企業との連携など多摩市ならではのスポーツに関する環境を生かしながら、児童・生徒の運動への意欲を高め、体力や運動能力の向上を図ります。

「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方や、体験的な活動を通して、運動に親しみ、自ら体力を高めていく習慣を身に付け、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができるよう、指導の充実を図ります。



大学と連携した「親子スポーツ体験」

(2) 健康教育の充実

健康の保持増進のため、医療機関などと連携し、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに、健康に対する意識啓発のため、児童・生徒の歯や口、目などの健康に関する事業・取り組みを行います。

また、性教育やがん教育など学習指導要領（平成29年度告示）に示された課題に対する指導の充実、児童・生徒の健康な体づくりを阻害する薬物乱用や受動喫煙などを防止するための取り組みを推進します。

さらに、体育科・保健体育科・特別活動を中心として、学校の教育活動において、児童・生徒の発達の段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための生命（いのち）の安全教育の推進を図ります。

その他、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりを推進するため、広報紙などを通じた情報発信を行います。

(3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供

学校給食に使用する食材の選定や学校給食センターと配膳室の衛生管理を徹底し安全で安心な学校給食の提供に努め、食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報共有し、食物アレルギー事故の発生防止の取り組みを強化します。

また、市内農家が生産した地場野菜を取り入れるとともに農家との連携を深めながら地産地消に努め、給食で出た残さの状況等を把握し調理の工夫や献立の改善を図り、残さの一部をたい肥化するなど、学校給食における食品ロス*²¹削減に取り組みます。

さらに、進化した衛生管理設備のもとでさらなる美味しさを追求した給食提供の実現と、可能な範囲で食物アレルギーのある児童・生徒も安心して食べられる個別対応の取り組みを目指し、老朽化が進む学校給食センターを建て替えます。

多摩市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、保護者の学校給食費にかかる経済的負担を軽減するため、東京都の補助制度を活用しながら、継続した学校給食費無償化の実施を図ります。

また、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の代替として弁当等を持参する児童・生徒の保護者に対して、学校給食費の無償化に伴い、保護者の負担なく学校給食費の提供を受ける児童・生徒との公平性を図り、経済的負担を軽減するための支援制度事業を実施します。

(4) 食育の推進

第4次食育推進計画に基づき、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭による食育授業や体験学習、栄養士による給食時間の訪問指導や声かけなど連携した食育の推進を図ります。

また、学校給食や食に関する広報物を定期的に作成し、情報発信することにより、食育の重要性について家庭や地域に対して啓発を行います。



栄養士によるクラス訪問の様子

(5) 持続可能な部活動の環境整備

子どもたちが、スポーツを通して交流し、スポーツの楽しさや喜びを味わい、体力の向上や健康の増進を図れるよう、持続可能な部活動の運営を目指します。

そのために、複数のスポーツや文化等の様々な活動を含めて幅広く経験できるよう、地域や学校の実態に応じ、中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取り組みを推進するとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現します。

(6) 子どもの体づくりのための家庭教育の啓発

子どもたちの健やかな体を育むことができるよう、学校給食センターからの「給食だより」による情報発信、教育委員会による事業、講座の実施により、家庭に対する食育について啓発します。

また、「早寝早起き朝ごはん」など子どもたちにとって望ましい生活習慣づくりについて、広報紙やホームページを通じて情報発信を行うとともに、教育委員会とPTAとの懇談などにより、情報を共有し家庭への支援をしていきます。

(7) 子どもの育成に資する地域活動の支援

スポーツ活動などを通して、子どもの健やかな身体づくりを担っている地域の団体に対し、学校開放など活動場所の提供などを行い、子どもたちの健やかな体を育成するための支援を行います。

*²¹ 食品ロス：本来食べられるのに捨てられている食品廃棄物。

コラム

新たな学校給食センターづくりに向けて前進します！

学校給食センターは南野調理所と永山調理所の2カ所で、一日に約 11,000 食分の給食を調理して、私立帝京大小を含む市内 27 校の小中学校に届けています。



子どもたちに人気のカレーライス



回転釜でポトフを調理する様子

各調理所の稼働は朝早く、午前7時過ぎに食材の受取りから検収(品室や数量等のチェック)、食材の下処理、調理、配缶(各クラス用に取り分ける)の順で、お昼前までに流れるようなスピードで大量の学校給食を作っています。

学校給食センターの栄養士は、児童・生徒が食への興味と関心を持って楽しい食事になるよう、また成長期に必要な栄養バランスのとれた給食になるよう、各調理所で2コースずつの献立を作成し、大勢の調理員で調理しています。

他に季節や旬を感じさせる食材や行事食、郷土料理を取り入れることで、日本の食文化を伝えていきますし、世界の料理を提供する機会では、国際理解の教育にも触れます。

その他にも普段の生活では食べ慣れない食材や料理も登場しますが、いろいろな食の体験につながればという想いで学校給食を作っています。

学校給食センターの2つの調理所はともに築40年以上が経ち、施設の老朽化が進んでいます。

児童・生徒の多くが食べる学校給食を、進化した設備を使い、さらなる美味しさを追求した食事の提供を目指し、環境に配慮した運営や食物アレルギーによる児童・生徒が安心して食べられる個別対応もできるように、新しい学校給食センターとして生まれ変わります。

今後、令和11年度以降を目途に開業できるよう、現在、建替え整備に向けた具体的な検討を進めています。

未来の子どもたちのために学校給食が将来にわたって安心・安全で安定的に美味しい学校給食の提供が続けられるよう、しっかり議論を進めていきます。



現在の南野調理所



現在の永山調理所

4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

子どもたちが基本的な生活習慣等を身に付け、家族の愛情に包まれて心の居場所を見出す場が家庭です。また、持続可能な社会の創り手として必要な能力や態度を習得する場が学校です。さらに、多様な人間関係や社会の中での習慣や規範を学び、職業体験や社会貢献を通じて自己実現を図る場が地域（社会）です。これら学校・家庭・地域が豊かな個性を尊重し、どのような子どもに育てたいか、共通の目標をもち、その実現に向けて、それぞれの立場における役割から相互に連携・協働することにより、教育の充実・向上が可能となります。

また、学校・家庭・地域の三者が連携して子どもたちの「生きる力」を効果的に育む上では、それぞれの子どもが、学校・家庭・地域からの教育を着実に得られる環境であることが必要です。家庭の経済状況、国籍などに関わらず全ての子どもたちが等しく学習できる機会をつくること、また、どの子どもに対してもできる限りの不安を取り除いて学習に取り組める状況をつくること、このような安心して学べる環境づくりが、「生きる力」を育む前提として求められます。

取り組みの指標

～子どもたちの地域への愛着の醸成～

子どもたちが、地域の方が関わる学習や体験活動、放課後の補習の取り組み、登下校の見守りなどで、地域に育まれていることを実感し、地域行事に参加する割合を増加させます。

今住んでいる地域の行事に参加していますかに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

	R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
小学校 6 年	調査中止	53.8%	45.7%	50.5%	⇒
中学校 3 年		41.4%	35.8%	34.5%	⇒ 60%

※令和 5 年度の全国平均は 57% です

(文部科学省 全国学力・学習状況調査の多摩市結果より)

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクール*²²と地域学校協働本部*²³を両輪として、育みたい児童・生徒像を共有しながら学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。

まず、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会においては、学校運営の基本方針の承認、学校評価等の議題について熟議を図り、学校と家庭・地域の連携・協働の体制づくりを推進します。

また、全校に設置する地域学校協働本部の活動については、市の地域教育力支援コーディネーター及び各校の地域学校協働活動推進員を中心として、地域の方や企業及び大学と連携するなど人材の確保に努めながら、子どもたちに多様な教育の機会を提供するための活動を推進します。

さらに、学校運営協議会での協議内容や地域学校協働本部の活動については、学校及び学校運営協議会がホームページや「学校だより」などを活用し情報発信を図ります。また、教育委員会では各校での取り組みや好事例を市内学校に共有するとともに、ホームページや広報紙などを活用し地域社会へ発信します。

こうした取り組みにより、地域と学校が連携・協力し地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。



地域学校協働活動の様子(川での学習)

(2) 学校を支援する人材の発掘と育成

地域には、市民やNPOなどの団体、商店、事業所、企業、大学等、様々な分野において専門性をもった人々が活躍しており、豊かな個性を尊重し、地域と学校で育みたい子ども像の育成に向けては、学校との協働を図りその能力を学校教育に生かしていくことが大切です。

そのため、市の地域教育力支援コーディネーター及び各校の地域学校協働活動推進員を中心に、学校の要望も踏まえながら地域の人材の確保に努め、児童・生徒に対して多様な教育活動が持続的に行われる環境を整備します。

なお、市内の各小中学校にはPTA及びPTAと同様の活動をしている団体が組織されていますが、社会環境や労働環境の変化により、運営方法や活動内容の見直しが必要な状況です。そのため、PTA等の連携・情報交換のために組織されている小学校PTA連絡協議会及び中学校PTA連合会を通じ、運営面での情報共有や行政情報等の提供をするなど、引き続き支援を継続していきます。

また、ESDを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。

さらに、公民館や図書館等と、学校との連携を強化し、児童・生徒の学習成果の発表の場を充実します。これらにより、教育に参画する市民の意識の醸成を図ります。

*²² **コミュニティ・スクール**：学校運営協議会を設置している学校のこと。学校と家庭・地域と一緒に子どもたちの成長を支え、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを持続的に推進していくことを目的としている。

*²³ **地域学校協働本部**：地域学校協働活動推進員が主体となり、地域住民、団体等による緩やかなネットワークを構築し、学校の支援活動を実践するとともに気づきの共有、活動の改善・充実に向けた意見交換を実施する。

(3) 教育相談の充実

教育センターにおいて児童・生徒の情緒的、心理的な問題を的確に把握したうえで教育相談をすすめ、子ども家庭支援センター（こども家庭センター）や発達支援室等関係機関と連携しながら、相談内容の解決、改善に努めます。特に、不登校を主訴とする相談や不登校の状態にある児童・生徒の相談件数は年々増加傾向にあります。また、子どもの登校しない・したくてもできない背景に家庭の状況が影響していることもあることから、スクールソーシャルワーカー等の福祉専門職が学校と連携し、不登校児童・生徒及びその家庭に対応できる体制を充実させ、今後も支援を進めていきます。

また、「発達・教育初回相談窓口」を設置し、児童・生徒や保護者の主訴を確認し、発達支援室や教育相談室などが連携して対応します。相談内容は時代の変化とともに多様化・複雑化しているため、相談員の研修なども積極的に活用し、相談者の不安や困りごとに適切に対応できるように取り組みます。

(4) 誰一人取り残さない視点に立った支援

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善または克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にされた適切な指導や支援を行い、児童・生徒の生きる力を育成します。

特別支援教育の推進を担う教職員に対して、学習指導、生活指導、進路指導等学校が抱える教育課題を踏まえた研修等を実施し、より一層特別支援教育の取り組みが組織的に行えるようにします。

学校の要請等に応じ、医療や療育・心理の専門家とともに児童・生徒の発達特性に応じた支援方法や配慮事項等を協議できる場を設けるなど、学校の取り組みを支援します。

切れ目のない支援の充実に向け、引き続き就学相談や転学相談などの各種相談事業における保護者等との面談を丁寧に行い、児童・生徒のアセスメントに必要な検査等をスムーズに行える体制を整えていきます。

ヤングケアラー*²⁴への支援として、スクールソーシャルワーカーが福祉専門職として関係機関との連携を取り、特に子ども家庭支援センター（こども家庭センター）のヤングケアラーコーディネーターと定期的な情報交換を行い、支援を充実させます。

第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業において、アンケート実施や、高校生グループディスカッションを行い、様々な意見を計画に反映していきます。

また、外国語を母語とする日本語指導が必要な児童・生徒*²⁵は年々増加の傾向にあることから、今後、日本語指導の指導回数の増加や保護者への支援なども進めます。



特別支援教育にかかる高校生グループディスカッションの様子

*²⁴ **ヤングケアラー**：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもであり、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響がでてしまうことがある子ども。

*²⁵ **日本語指導が必要な児童・生徒**：日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒。また、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒。

(5) 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり

学校施設では、市が定める「第二次多摩市ストックマネジメント*²⁶計画」に基づき、計画的な学校の改修工事を実施するとともに、地球沸騰化と言われている気候変動への対応として、校舎や体育館の断熱化・遮熱化など環境配慮技術の導入や、小学校体育館への空調設備の配備について検討します。

また、地域の拠点施設として、社会教育施設や他の公共施設等との複合化も検討します。



環境に配慮した遮熱効果への取り組み
(小学校ゴーヤカーテン)

(6) 児童・生徒への適切な学習環境の整備

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため、国や東京都の施策に基づいた学級編制を行い、小1プロブレム、中1ギャップへの対応を進めます。

併せて、児童・生徒数が減少傾向にある地域等について、今後の推計も踏まえながら、学校規模等の現状を確認したうえで、より良い教育環境の実現のための学校規模等のあり方について検討を進めます。

(7) 学校における働き方改革の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえた新たな学びの実現が求められる中、教員の長時間労働の実態は看過できない状況にあります。学校教育の質の向上のためには、教員の健康を守ることはもとより、研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力を高め、専門性を発揮できるようにすることが重要です。そのために、学校における働き方改革推進プランを策定し、教員の適正配置や支援スタッフの配置拡充などの人的支援のほか、休暇の取得促進や小学校教科担任制の段階的導入などを進め、教員の負担軽減を図り、生き生きと子どもたちと接することができる環境の整備に取り組みます。

(8) ICT活用のための環境整備

これまで整備してきた教育用ICT機器を授業で効果的に活用する支援を継続していくとともに、教育用端末等を更新するGIGAスクール構想第2期では、文部科学省が示す標準スペックを満たしつつ、使いやすい教育用端末等への更新、より高速なネットワーク環境のための更新を行い、教育用端末のさらなる利活用の促進に努めます。

また、教職員が利用する校務支援システムの次期更新では、校務支援システムのクラウド化などにより、学校内のみでなく、学校外、例えば在宅勤務が必要な場合でもシステムを使用できるようにするなど、多様な働き方の実現に向けた検討を進めていきます。



地域の方による小学校1年生のGIGA
端末入力サポートの様子

(9) 地域における安全・安心な環境づくり

保護者と学校、地域が連携することにより、子どもが安心して学校生活や地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。通学時の子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、通学路に設置した防犯カメラの更新を計画的に進めるとともに、保護者や地域と協力・連携した見守り体制の構築と見守り活動の支援をしていきます。

また、学校、警察、道路・公園管理者、教育委員会で通学路の合同点検を実施し、安全対策検討会議にて改善要望があった箇所について協議のうえ、樹木の剪定や道路標示の再溶着など必要な安全対策を講じます。



通学路合同点検の様子

(10) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援

学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用など、就学に伴う費用の支援を行うことで、家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習ができるようにします。

(11) 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり

広報紙やホームページなどを通じて、教育活動や教育委員会の取り組みに関する情報を積極的に発信します。

また、教育委員による教育訪問の際や教育委員会とPTA連合体による意見交換などを通じて、教育委員会の取り組みや児童・生徒に対する教育などについて保護者の理解、関心を高めるとともに、教育委員会や学校と保護者との信頼関係を深めていきます。



PTA 懇談会の様子

*²⁶ストックマネジメント：既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。

コラム

これからの学校施設の役割

1 学校施設の大規模改修

多摩ニュータウンの建設に合わせ、多摩市の児童生徒が急増したことから、市としても、学校施設確保の観点から、昭和50年代に多くの小・中学校を整備してきました。

市は学校施設等、多くの公共施設の維持保全と建築物の長寿命化を目指し、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に学校施設を始めとする様々な公共施設の改修対応を行ってきました。この改修内容は、物理的な不具合を直して建物の耐久性を高めることで、将来にわたって長く使い続けることができるように安全性の確保や、バリアフリーや省エネ等、時代変化に伴う社会的要求を可能な限り実現させることを目的としています。

また、大規模改修に合わせて、優先的に改修を進めてきたのが、トイレの洋式化・乾式化や自動水栓などの整備です。なぜなら、トイレの環境を良好に維持することは、健康面や心理面において重要であり、快適な教育環境づくりには欠かせないと考えているからです。

2 これからの学校施設に求められるもの

(1) 新しい時代の学び舎の実現

一人1台端末環境や少人数学級の実施など、学びのあり方が大きく変わる中、新しい時代の学びの実現に向け、ICT環境の整備と併せ、児童生徒の学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間や、教職員の働き方改革を推進できるような空間を実現するなど、新しい時代の学び舎づくりを進めていくこともこれからの学校施設には求められます。

(2) バリアフリーへの対応

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正等を踏まえ、国より以下三点の整備目標を示されたことから、大規模改修や建替えの機会を通じて、バリアフリーの視点や国の目標を踏まえながら、可能な限り子どもたちが安心して学校生活を送れるような環境づくりに取り組んでいきます。

—以下、国の整備目標—

- ① バリアフリートイレについては、避難所に指定されている全ての学校に整備する。
- ② スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。
- ③ エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。

(3) 防災機能の強化

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、防災機能の強化は極めて重要です。構造部材の耐震性や非構造部材の耐震対策、施設全体の耐火性などの安全対策や、必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるようにする。また、早期に学校教育活動が再開できるよう、避難生活と教育活動が共存する際の学校施設の利用計画を予め決めておくことも重要です。

3 まとめ

これからの学校施設は、将来のまちづくりを見据え、地域の拠点としての役割を認識し、多様な活動・人材に対応することを前提とし、社会環境等の変化に柔軟に対応できるような施設づくりを目指さなければならないと考えられます。



5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送り、自己の充実や生活の向上のために必要な知識・技能を習得し、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進のための多様な学びや交流の機会は大変重要です。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進むなど、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、市民が自らの地域や生活の課題に気付き、お互いに学び合う中で解決につなげていく営みが展開されることが期待されます。そして、家庭は子どもが望ましい生活習慣を身に付け、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場所です。

多摩市教育委員会では、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実により、大人が学び続けることによる「2050年の大人づくり」につなげていきます。

取り組みの指標

～ 誰もが学べる社会教育の充実 ～

多様な学びや交流機会の提供を通じて、市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送るための支援に取り組みます。

学校開放・クラブハウス利用件数

R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
4,461 件	10,593 件	15,662 件	16,732 件	⇒ 19,750 件

(教育振興課調べ)

八ヶ岳少年自然の家の延利用者数

R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
2,013 人	11,602 人	16,888 人	17,297 人	⇒ 22,660 人

(教育振興課調べ)

文化財施設の延来館者数(多摩ふるさと資料館、旧多摩聖蹟記念館、旧有山家、旧加藤家、旧富澤家)

R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
53,566 人	49,108 人	49,357 人	32,075 人	⇒ 53,150 人

(教育振興課調べ)

公民館利用者数

R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
67,656 人	77,668 人	131,457 人	143,031 人	⇒ 200,000 人

(公民館調べ)

図書館利用者カード登録者数

R 2	R 3	R 4	R 5	目標値
47,216 人	45,107 人	42,183 人	53,833 人	⇒ 54,200 人

(図書館調べ 2年以上図書館利用がない方を除く)

(1) 社会教育の充実

社会教育施設において、学習機会、活動場面の提供などで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促進するとともに、公民館、図書館などで実施している講座やイベント情報等を発信し、社会教育活動の充実を図ります。社会教育事業の実施にあたっては、市民や活動団体、関係部署との連携事業やアウトリーチ事業を推進し、多様な学びを提供します。

長野県富士見町にある社会教育施設、多摩市立八ヶ岳少年自然の家では、富士見町や隣接する国有林を管理する林野庁南信森林管理署の協力を受けながら、八ヶ岳の雄大な自然を利活用した体験活動の提供を通じて、児童・生徒をはじめ市民の社会教育・生涯学習活動の充実に取り組んでいきます。

また、これからの社会情勢を踏まえ、社会教育施設や事業運営についても、費用対効果の意識をもって事業展開をしていきます。



コミュニティセンターでのアウトリーチ事業の様子

(2) 家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子が一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実

多摩ふるさと資料館は、学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点として利活用を積極的に進めます。

また、知の地域創造の中核を担う中央図書館を中心として、市内図書館と行政資料室の図書館ネットワーク網により、豊富な資料・情報を揃え、誰もが学べる学習環境のさらなる充実を図ります。



多摩ふるさと資料館(展示室3)

公民館は、時代や社会的状況の変化やニーズを捉え、地域課題や文化芸術など様々な学びを提供するとともに、ICT等を活用した遠隔学習環境を整備するなど、誰もがどこでも学べる環境の充実を図ります。また、学校へ通いづらい子どもたちや居場所を見つけづらい大人たちなど、多様な人たちが交流しながら自分自身を掴み、その能力を発揮できる学びの場づくりにより市民の暮らしを豊かにすることを目的として、地域住民や活動団体と協働し、地域資源を広域的に活用しながら様々な事業を展開します。

(4) 文化・歴史学習の充実

多摩市で受け継がれてきた有形・無形の文化財や郷土資料、文化財施設を積極的に事業や講座等を通じて活用し、伝統文化や郷土の歴史に触れるなど学び親しむ機会を充実させるとともに、多摩市デジタルアーカイブの充実を図り、誰でも、どこにいても、郷土の文化や歴史学習を可能にすることで、次代を担う子どもたちをはじめ、郷土の文化に対する市民の理解促進に努め、後世への継承に取り組みます。

また、多摩市が令和5年度に寄付を受けた国登録有形文化財の保存活用計画を策定し、保存や活用方針を定めるとともに、市民をはじめ多くの方々と協力しながら有効活用に向けた検討を進めます。



多摩ふるさと資料館(展示室2)



旧富澤家(多摩中央公園内)



多摩市指定有形文化財
旧多摩聖蹟記念館(都立桜ヶ丘公園内)

(5) 地域活動の支援

生涯を通して自ら学び、社会参画できる機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化など、新たなまちづくりにつながるよう、社会的課題や地域課題などを啓発する講座・事業等を実施し、地域の教育力の強化を図ります。

推進委員会や児童館等の施設との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきます。

また、地域活動の拠点の一つとして、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を進め、スポーツ活動やその他多種多様な活動を行っている地域団体を支援します。



市民と地域でつくる永山フェスティバル

コラム

多摩市立中央図書館の開館 ～「知の地域創造」の拠点として～

令和5年7月1日に多摩中央公園の一角に多摩市立中央図書館を開館しました。

開館初日と翌日は週末だったこともあり、それぞれ来館者が1万人を超え、図書館が人であふれかえる状況となりました。

多摩センター駅周辺施設と連携し、地域の回遊性の向上や活性化に寄与することが期待されています。



中央図書館1階エントランス

中央図書館の開館に合わせて主催イベントの他、市民の方から企画を募集し、市民、大学、企業などと連携した協働イベントを実施しました。

主催イベントでは、多摩市立図書館本館再構築基本構想策定委員会の委員長であり、ノンフィクション作家である柳田邦男さんによる講演や、辻村深月さんによるトークイベントの他、企画展示、スペシャルおはなし会などを行い、協働イベントではバルーンアートワークショップや朗読会、ジャズライブ、おはなし会、企画展示など様々なイベントを行いました。読書や勉強をする場としてだけで



ビブリオバトルの様子

はなく、図書館を活動の場としても、大いに利用していただきました。市民の方との連携については、令和6年度の開館1周年記念イベントなどでも取り組みを継続しています。

施設設備としては、1階を静寂系として、通常の図書館と同様に読書に集中できるように静寂読書室や研究室を設置し、一方で2階は広場系として、読書もおしゃべりも楽しめるように活動室やラーニングcommons、サテライトカウンター、カフェなどを設置し、子ども連れの親子や若い方ははじめ、多くの方にご利用いただいています。



中央図書館ラーニングcommons

令和6年8月には、来館者 100 万人を突破しました。開館して約1年2ヶ月での 100 万人突破は、単独設置の公立図書館として、全国でもトップレベルの実績です。

市民の方だけではなく広くご利用いただき、多くの方に愛されている施設となっています。

本市では、中央図書館を中心とした市内の図書館と行政資料室により、これからも市民の「知る」や「学ぶ」を支援し、皆さんの様々な活動を支援していきます。

資料

1 本計画策定にあたり使用した基礎データ

(1) 多摩市公立小学校・中学校の児童・生徒数及び学級数

ア 通常の学級

小学校

令和6年5月1日現在

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
多摩第一小	97	3	94	3	85	3	106	4	99	3	107	3	588	19
多摩第二小	65	2	53	2	65	2	71	3	95	3	75	2	424	14
多摩第三小	69	2	65	2	68	2	71	3	51	2	45	2	369	13
連光寺小	63	2	61	2	51	2	66	2	68	2	68	2	377	12
北諏訪小	87	3	85	3	72	3	91	3	90	3	82	3	507	18
東寺方小	89	3	91	3	102	3	84	3	80	3	87	3	533	18
南鶴牧小	88	3	106	4	87	3	91	3	80	3	69	2	521	18
聖ヶ丘小	37	2	39	2	51	2	54	2	48	2	49	2	278	12
西落合小	46	2	63	2	54	2	77	3	77	3	73	2	390	14
大松台小	60	2	62	2	59	2	64	2	85	3	84	3	414	14
諏訪小	35	1	51	2	71	3	62	2	68	2	68	2	355	12
永山小	59	2	47	2	56	2	54	2	50	2	54	2	320	12
瓜生小	29	1	30	1	27	1	32	1	39	2	30	1	187	7
東落合小	51	2	55	2	46	2	55	2	66	2	51	2	324	12
貝取小	33	1	28	1	33	1	28	1	36	2	28	1	186	7
豊ヶ丘小	30	1	30	1	26	1	35	1	34	1	38	1	193	6
愛和小	51	2	45	2	39	2	57	2	61	2	49	2	302	12
小学校合計	989	34	1,005	36	992	36	1,098	39	1,127	40	1,057	35	6,268	220

中学校

令和6年5月1日現在

学校名	1年		2年		3年		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
多摩中	121	4	131	4	154	4	406	12
東愛宕中	64	2	58	2	65	2	187	6
あたごSpace	4	1	2	1	7	1	13	3
和田中	139	4	124	4	139	4	402	12
諏訪中	132	4	113	3	118	3	363	10
聖ヶ丘中	99	3	88	3	103	3	290	9
鶴牧中	118	4	145	4	141	4	404	12
多摩永山中	74	3	73	2	100	3	247	8
落合中	96	3	125	4	107	3	328	10
青陵中	81	3	82	3	97	3	260	9
中学校合計	928	31	941	30	1,031	30	2,900	91

イ 特別支援学級(固定学級、通級指導学級)

小学校

令和6年5月1日現在

学校名	児童数							学級数				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	言語	難聴	知的	情緒	合計
多摩第二小(にじ組)	9	10	8	13	11	10	61	－	－	－	8	8
北諏訪小(きこえ)	(0)	(0)	(1)	(1)	(2)	(0)	(4)	－	(1)	－	－	(1)
(ことば)	(9)	(13)	(15)	(8)	(7)	(3)	(55)	(3)	－	－	－	(3)
東寺方小(こま)	2	5	7	5	5	10	34	－	－	5	－	5
南鶴牧小(ふたば)	6	5	6	10	6	5	38	－	－	－	5	5
諏訪小(なかよし)	1	2	4	3	7	3	20	－	－	－	3	3
永山小(わかくさ)	9	6	9	7	12	5	48	－	－	6	－	6
東落合小(さくら4組)	8	4	5	1	2	4	24	－	－	3	－	3
貝取小(みどり)	3	6	6	8	5	7	35	－	－	－	5	5
小学校合計	38 (9)	38 (13)	45 (16)	47 (9)	48 (9)	44 (3)	260 (59)	－ (3)	－ (1)	14 －	21 －	35 (4)

○カッコ内は通級指導学級

中学校

令和6年5月1日現在

学校名	生徒数				学級数				
	1年	2年	3年	合計	言語	難聴	知的	情緒	合計
多摩中(1組)	15	18	19	52	－	－	－	7	7
和田中(5組)	6	10	7	23	－	－	3	－	3
諏訪中(5組)	4	5	6	15	－	－	2	－	2
落合中(5組)	10	5	6	21	－	－	3	－	3
青陵中(5組)	10	11	15	36	－	－	－	5	5
中学校合計	45	49	53	147	－	－	8	12	20

ウ 特別支援教室

小学校

令和6年5月1日現在

学校名		児童数						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
拠点校	多摩第一小学校	6	9	8	3	4	2	32
巡回校	多摩第二小学校	3	6	7	4	2	4	26
巡回校	東寺方小学校	4	9	9	12	2	7	43
拠点校	聖ヶ丘小学校	0	2	3	3	6	3	17
巡回校	連光寺小学校	3	6	6	3	4	4	26
拠点校	西落合小学校	1	3	9	6	7	5	31
巡回校	東落合小学校	4	2	5	1	4	8	24
拠点校	大松台小学校	5	5	2	3	12	6	33
巡回校	南鶴牧小学校	2	8	8	5	3	5	31
拠点校	諏訪小学校	3	2	7	4	7	2	25
巡回校	北諏訪小学校	4	4	2	3	3	2	18
拠点校	瓜生小学校	0	2	5	3	8	2	20
巡回校	永山小学校	6	0	4	6	4	3	23
拠点校	豊ヶ丘小学校	2	5	1	7	4	6	25
巡回校	貝取小学校	2	1	7	3	5	5	23
拠点校	愛和小学校	2	3	7	7	9	0	28
巡回校	多摩第三小学校	2	5	8	7	3	4	29
小学校合計		49	72	98	80	87	68	454

中学校

令和6年5月1日現在

学校名		生徒数			合計
		1年	2年	3年	
巡回校	多摩中学校	1	1	2	4
巡回校	東愛宕中学校	3	3	2	8
巡回校	和田中学校	5	7	4	16
巡回校	諏訪中学校	5	6	0	11
巡回校	聖ヶ丘中学校	4	3	0	7
巡回校	鶴牧中学校	2	4	1	7
拠点校	多摩永山中学校	9	2	3	14
巡回校	落合中学校	2	6	1	9
巡回校	青陵中学校	7	5	4	16
中学校合計		38	37	17	92

(2) 学校給食実施状況

(給食対象者は各年度5月1日現在)

年度	センター（調理所）別	給食対象人員（人）	給食延べ食数（食）
元	南野調理所 (内 学校法人帝京大学小学校)	5,729 (309)	958,554 (48,724)
	永山調理所	5,603	938,015
	合計	11,332	1,896,569
2	南野調理所 (内 学校法人帝京大学小学校)	5,716 (322)	960,357 (38,062)
	永山調理所	5,669	968,132
	合計	11,385	1,928,489
3	南野調理所 (内 学校法人帝京大学小学校)	5,756 (331)	1,039,148 (55,624)
	永山調理所	5,687	1,057,405
	合計	11,443	2,096,553
4	南野調理所 (内 学校法人帝京大学小学校)	5,480 (322)	1,054,006 (59,660)
	永山調理所	5,553	1,075,466
	合計	11,033	2,129,472
5	南野調理所 (内 学校法人帝京大学小学校)	5,338 (320)	1,057,640 (60,862)
	永山調理所	5,520	1,036,971
	合計	10,858	2,094,611

(3) 教育センター各種事業実施状況

ア 教育相談

項目	元	2	3	4	5
教育相談（来所）件数	346	259	215	273	266
教育相談（来所）面接・連携回数	4,236	2,416	2,658	3,005	2,833
電話教育相談件数	20	5	9	9	12
インターネット・携帯相談件数	43	7	—	—	—
スクールソーシャルワーカー相談件数	35	34	46	31	36
スクールソーシャルワーカー面接・連携回数	1,023	1,024	1,245	957	1,146

○インターネット・携帯相談は令和2年度に発達・教育初回相談窓口に統合された。元年度までは講師派遣依頼も含めた件数

イ 特別支援教育マネジメントチーム

項目	元	2	3	4	5	
就学相談件数	222	224	243	255	248	
転学相談件数	69	42	66	72	52	
巡回相談件数	69	36	50	53	40	
通級入級相談件数	特別支援教室(情緒通級)	105	114	135	111	129
	難聴・言語	12	22	15	18	19

ウ 適応教室(ゆうかり教室)、VLP事業、適応指導(日本語指導)

項目	元	2	3	4	5
ゆうかり教室通室者数	41	32	49	73	76
ゆうかり教室週1日以上の定期通室者数	—	—	—	31	35
プログラム改善事業 (コアラタイム)	回数	—	—	33	43
	参加人数	—	—	276	303
適応指導(日本語指導)実施人数	22	18	19	17	24
VLP	不登校支援	—	—	—	28
	日本語指導	—	—	—	3

エ 発達・教育初回相談窓口

教育と福祉が連携した就学前後の切れ目のない支援に向け、多摩市立教育センターと多摩市健康福祉部障害福祉課発達支援室は、職員の兼務化や事務室の統合を行ってきたが、各々の相談窓口は分かっていた。こうした中、市民にわかりやすい相談窓口及びさらなる連携強化のため、令和2年9月より、教育センターと発達支援室の初回相談窓口を統合し、「発達・教育初回相談窓口」を設置した。

発達・教育初回相談窓口相談件数

相談件数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実数	239	397	380	308
延べ数	258	457	483	395

令和2年度は、令和2年9月から翌年3月までの件数、保護者のほか関係機関等からの相談を含む

(4) 公民館利用状況

ア 多摩市立公民館年度別利用者数

単位＝人

年度	元	2	3	4	5
永山公民館	89,542	39,073	51,218	74,001	77,137
関戸公民館	68,462	28,583	26,450	57,456	65,894

○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の非常事態宣言に伴う休館期間あり

○令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う営業時間短縮あり

(5) 図書館利用状況

ア 登録者数

単位＝人

年度	元	2	3	4	5
多摩市民	68,809	39,143	37,530	35,240	40,758
在勤在学他	1,609	586	566	528	945
日野市民	3,645	1,768	1,650	1,467	1,925
稲城市民	1,611	695	683	674	1,096
八王子市民	7,551	3,535	3,269	3,013	6,589
府中市民	1,305	625	606	588	688
調布市民	340	126	120	101	216
町田市民	2,089	738	683	572	1,616
合計	86,959	47,216	45,107	42,183	53,833
多摩市民の登録率	46.2%	26.4%	25.4%	23.8%	27.6%
多摩市民の登録者の利用率	40.8%	56.6%	64.8%	69.5%	71.5%

○令和2年度より、「個人利用者データメンテナンス」にて「利用者カードによる貸出及び予約が2年以上行われていない」利用者を「無効登録」したため、登録者数に大きな変化が生じた。

イ 館別個人貸出者数

単位＝人

年度	元	2	3	4	5
中央（本館）	128,777	105,146	131,027	142,654	232,994
東寺方	30,370	24,716	30,789	33,041	32,542
豊ヶ丘	55,635	46,062	56,043	61,847	66,595
関戸	128,434	98,102	128,075	146,754	157,985
聖ヶ丘	36,456	28,749	35,450	39,891	42,685
永山	186,318	141,410	182,466	201,630	207,287
唐木田	49,381	39,532	49,419	53,935	63,446
行政資料室	2,474	2,404	2,885	3,516	2,999
合計	617,845	486,121	616,154	683,268	806,533

ウ 館別個人貸出点数

単位＝点

年度	元	2	3	4	5
中央（本館）	358,508	292,178	356,287	338,039	477,873
東寺方	82,043	65,374	81,193	75,495	71,049
豊ヶ丘	140,963	115,147	139,500	134,161	136,057
関戸	293,490	215,623	276,828	290,668	297,862
聖ヶ丘	92,489	72,241	87,118	90,916	89,109
永山	439,716	327,483	405,346	409,774	400,726
唐木田	125,305	100,440	124,539	118,591	129,669
行政資料室	4,991	4,951	5,899	6,186	4,862
合計	1,537,505	1,193,437	1,476,710	1,463,830	1,607,207

エ 対象別貸出点数

単位＝点

年度	元	2	3	4	5
個人貸出	1,537,505	1,193,437	1,476,710	1,463,830	1,607,207
団体貸出	26,912	20,895	19,837	20,236	18,704
協力貸出*	7,677	6,660	7,502	7,306	5,453
合計	1,572,094	1,220,989	1,504,049	1,491,372	1,631,364

*都内公立図書館等への貸出

オ 団体貸出の内訳

単位＝上段：件（団体数）、下段：冊（貸出冊数）

年度	元	2	3	4	5
市立小中学校	26	26	25	25	25
	10,326	10,938	9,089	9,046	7,479
読書会・読み聞かせ	38	26	25	24	24
	3,752	1,156	2,069	2,450	2,604
文庫活動団体	2	1	1	1	1
	92	243	203	86	121
幼稚園・保育園	18	13	12	13	15
	4,020	1,014	1,272	1,734	2,067
市立施設	8	9	7	9	10
	923	579	1,829	599	1,069
民間施設	13	11	12	13	16
	694	352	542	1,191	1,255
児童館・学童クラブ	32	34	31	29	27
	7,103	6,597	4,788	5,052	3,886
その他学校	1	1	—	2	2
	2	16	45*	78	223
合 計	138	121	113	116	120
	26,912	20,895	19,837	20,236	18,704

*団体種別の振り分けが不明な団体への貸出冊数

○令和5年度は、5月7日本館の閉館後中央図書館が7月1日開館するまでの間、団体貸出室の利用を停止した。

多摩市立図書館における新型コロナウイルス感染症への対応

- 令和元年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年3月2日から9日まで全館臨時休館、3月10日からは、予約資料の貸出等一部サービスのみ実施。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年4月8日から5月24日まで全館臨時休館し、5月23日からブックポストへの返却を再開、その後、予約や貸出等の窓口サービスを段階的に再開した。

(6) 学校開放利用状況

ア 学校開放施設別（過去5年間）の使用状況

単位＝上段件数・下段人数

施設等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体育館	6,702	770	3,799	6,470	7,021
	124,534	11,648	60,015	104,130	119,827
校庭	2,205	1,409	2,232	2,533	2,580
	96,054	83,605	84,886	92,213	100,984
特別教室	2,023	112	340	1,065	1,185
	44,052	1,404	5,732	16,927	23,523
テニスコート	579	341	531	610	736
	7,028	3,774	5,895	7,121	8,101
プール	8	0	0	0	0
	507	0	0	0	0
夜間照明設備付校庭	425	263	381	431	478
	15,851	9,253	11,565	14,092	14,541
陶芸窯	54	8	18	48	43
	290	36	84	207	184
クラブハウス	4,958	1,558	3,292	4,505	4,689
	58,378	13,665	29,400	41,075	44,140
合計	16,954	4,461	10,593	15,662	16,732
	346,694	123,385	197,577	275,765	311,300

2 審議会等からの意見

意見照会先	掲載ページ
多摩市学びあい育ちあい推進審議会	55～61 ページ
多摩市文化財保護審議会	62～66 ページ
多摩市公立小学校長会	67～70 ページ
多摩市公立中学校長会	71 ページ

令和6年7月31日

多摩市教育委員会
教育長 千葉 正 法 殿

多摩市学びあい育ちあい推進審議会
会 長 長 島 剛

第二次多摩市教育振興プランの更新に関する意見について
(回 答)

令和6年4月24日付6多教教第144号にて照会のありました標記の件について、多摩市学びあい育ちあい推進審議会としての意見を別紙のとおり提出いたします。

第二次多摩市教育振興プランの更新に関する意見について

第2章 第二次多摩市教育振興プランにおいて取り組む基本施策

1 「確かな学力」を育む教育の推進

(3) 防災教育の推進

台風による大雨や強風、地震など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、児童・生徒が「自助」「共助」の精神に基づき、災害時に自分自身や身近な人を助け、被災時に家族や地域の方と助け合い、適切に行動できるよう、家庭や地域と一層の連携を図った防災教育を推進します。

(3)防災教育の推進において、「災害時に…」、「被災時に…」という記述が主であることから、災害後の対応に関する防災教育に重点を置いている印象がある。現在は、「減災」の考え方が色濃い防災教育であると考えます。

ハザードマップを児童・生徒や地域で作成する活動を取り入れ、自分の地域を知り、「東京マイ・タイムライン」を深く理解することで、地域ならではのものになるのではないかと考える。

(4) 英語教育の推進

児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、多様な価値観を理解し、地球規模で物事を考え、行動する力の育成が必要です。

英語で「話す力」と主体的に学ぶ意欲の向上を図り、主に英語力(コミュニケーション力)を高め、グローバル人材の育成に取り組みます。



(4)英語教育の推進について、多摩市と交流のある「アイスランド」との交流を活用した英語教育を推進することはできないだろうか。交換留学やアイスランドと日本の比較を通じて環境教育、社会のしくみの学習にもつながり、「豊かな心」を育む教育の推進にもつながると考える。

(5) 情報教育の推進

児童・生徒がパソコンやインターネットなどの機器やサービス、情報を適切に選択・活用し、情報社会での行動に責任をもつことができるよう、情報モラル教育を推進するとともに、保護者・地域への理解・啓発を進めます。

また、教科等横断的な学習により、学習の基盤となる情報活用能力の育成を図ります。

(5)情報教育の推進において、キャッシュレス決済が増えていくことも踏まえ、金融教育と合わせて、セキュリティの観点も含めた教育も推進していく必要がある。

(7) 教員の資質・能力の向上

教員一人ひとりの職層に応じた研修を実施し、指導力を高めるとともに、E S D やいじめ問題への対応、英語教育、特別支援教育など教育課題に対応した知識を習得させ、それを活用できる指導力を高めます。

また、体罰などの教員の服務事故を根絶するために、校内外の研修を通じて指導の徹底を図ります。



(7) 教員の資質・能力の向上について、趣味の時間を確保できる年休取得率の向上(90%以上)により、先生が子どもに教えたくなり、先生が面白いと思えるものを見つける。先生自ら主体的・対話的で深い学びを経験し、教科横断的な学習を充実できるような環境づくりにつなげ、また先生方の働き方改革にもつなげていく。

2 「豊かな心」を育む教育の推進

(3) キャリア教育の推進

中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、社会性を育むよう努めます。

(3) キャリア教育の推進について、体験学習の充実(高校でいえば探究学習)や生きた学び(多様な世代の交流を含め、超高齢社会での生き方)、地域への参加参画は、生きた学びの機会になる。余裕のあるカリキュラムをつくり、自分たちで自主的に学べる環境づくりが必要と考える。

3 「健やかな体」を育む教育の推進

(3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報交換しながら、学校給食による食物アレルギー事故の発生防止の取り組みを強化します。

また、給食残滓(ざんし)について、その状況と原因を把握することにより、児童・生徒への啓発など、学校給食における食品ロス^{*17}削減に取り組みます。

老朽化による学校給食センターの建て替えに向け、今後の児童・生徒数の将来推計等を踏まえながら、より効果的でおいしい学校給食の提供を目指した施設の調整・調査・検討を行います。

(3) 安全・安心な美味しい学校給食の提供において、多摩市の地元野菜を取り入れたメニューを提供し、地域と学校もつなげていく。

4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

子どもたちが基本的な生活習慣等を身に付け、家族の愛情に包まれて心の居場所を見出す場が家庭です。また、持続可能な社会の創り手として必要な能力や態度を習得する場が学校です。さらに、多様な人間関係や社会の中での習慣や規範を学び、職業体験や社会貢献を通じて自己実現を図る場が地域（社会）です。これら学校・家庭・地域が豊かな個性を尊重し、どのような子どもに育てたいか、共通の目標をもち、その実現に向けて、それぞれの立場における役割から相互に連携・協働することにより、教育の充実・向上が可能となります。

また、学校・家庭・地域の三者が連携して子どもたちの「生きる力」を効果的に育む上では、それぞれの子どもが、学校・家庭・地域からの教育を着実に得られる環境であることが必要です。家庭の経済状況、国籍などに関わらず全ての子どもたちが等しく学習できる機会をつくること、また、どの子どもに対してもできる限りの不安を取り除いて学習に取り組める状況をつくること、このような安心して学べる環境づくりが、「生きる力」を育む前提として求められます。

子どもたちの学びを地域で支えると言っても、それは補助的なもので主体は家庭（親）と学校（先生）である。家庭と学校のコミュニケーション、親と子どもと先生あるいは親同士のコミュニケーションの図り方の工夫が欲しい。

(2) 学校を支援する人材の発掘と育成

地域には、NPOなどの団体、商店、事業所、企業、大学等、様々な分野において専門性をもった人々が活躍しており、豊かな個性を尊重し、地域と学校で育みたい子ども像の育成に向けては、学校との協働を図りその能力を学校教育に生かしていくことが大切です。

そのため、各学校の地域学校協働活動推進員（教育連携コーディネーター）が、学校の要望を踏まえた地域の人材を発掘し、地域学校協働活動本部と協働して児童・生徒に対して多様な教育活動が持続的に行われる環境を整備します。

また、ESDを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。

さらに、公民館や図書館と、学校との連携を強化し、児童・生徒の学習成果の発表の場を充実します。これらにより、教育に参画する市民の意識の醸成を図ります。

(2)学校を支援する人材の発掘と育成において、「地域には、NPO…」の記述に「市民」を入れると、地域の人材発掘ということが強調されると感じる。

(7) 児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善、克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にされた適切な指導を行い、児童・生徒の生きる力を育成します。

そのために、特別支援教育の推進を担う教職員に対して、学習指導、生活指導、進路指導等学校が抱える教育課題を踏まえた研修等を実施し、より一層特別支援教育の取り組みが組織的に行えるようにします。

さらに、学校の要請等に応じ、医療や療育・心理の専門家とともに児童・生徒の発達特性に応じた支援方法や配慮事項等を協議できる場を設けるなど、学校の取り組みを支援します。

また、切れ目のない支援の充実に向け、引き続き就学相談や転学相談などの各種相談事業における保護者等との面談を丁寧に行うとともに、発達支援室や幼稚園・保育所・学童クラブ・小学校等との顔の見える関係を通して、関係機関と積極的に連携し、就学前後及び義務教育終了後においても個々の状況に応じた支援が引き継げる持続的な仕組みの構築を図ります。

取り組みの推進にあたり、令和2年度内に次期多摩市特別支援教育推進計画を策定し、学校・保護者・関係機関への周知を行います。

外国語を母語とする児童・生徒への適応指導やその保護者への支援、または、生活上の福祉的支援が必要な児童・生徒に対する福祉との連携による対応を行うことにより、一人ひとりが安心して学校生活を送り、学習できるようにします。

ヤングケアラーへの支援も重要である。貧困や毒親による学習機会の喪失がないようにするための対応や多角的な教育者の支援が必要ではないか。

(7)児童・生徒一人ひとりの状況に応じた支援の充実について、発達障害の検査を受けやすくし、客観的な判断材料を増やし、指導や対策を充実していく。

(10) 児童・生徒への適切な学習環境の整備

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため国や東京都の施策に基づいた小学校第1学年等の学級編制を行い、小1問題、中1ギャップへの対応を進めます。

併せて、児童・生徒数が減少傾向にある地域等について、今後の推計も踏まえながら、適切な学級数、児童・生徒が安全に通学できるような通学区域の維持のための検討を進めます。

(10)児童・生徒への適切な学習環境の整備について、小学校第1学年等を小学校第1学年、中学校第1学年と具体的な表現が良い。

(11) 学校における働き方改革の推進

新学習指導要領（平成29年度告示）の確実な実施など、学校教育の変革が求められる中、教員の長時間労働の実態は看過できない状況です。そのため、学校における働き方改革推進プランを策定し、教員の意識改革や業務の見直し、人的支援などによる教員の長時間労働の改善に取り組み、子どもたちへの効果的な教育活動につなげていきます。

(11)学校における働き方改革の推進について、複数担任制や小学校の教科別担当を検討いただきたい。複数の大人が児童や生徒を観ること、児童や生徒も複数の大人と日常的に接すること、また、保護者への対応も複数で出来ること等の利点があると考え

5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送り、自己の充実や生活の向上のために必要な知識・技能を習得し、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進のための多様な学びや交流の機会は大変重要です。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進むなど、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、市民が自らの地域や生活の課題に気づき、お互いに学び合う中で解決につなげていく営みが展開されることが期待されます。そして、家庭は子どもが望ましい生活習慣を身に付け、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場所です。

多摩市教育委員会では、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実により、大人が学び続けることによる「2050年の大人づくり」につなげていきます。

公民館、図書館についても超高齢社会を見据え、単なる充実だけではなく、例えば広域連携や公民連携によるコスト削減のようなコスト意識をしっかりとった対応が望まれる。

第7期 多摩市学びあい育ちあい推進審議会委員名簿

(任期：令和6年4月～令和8年3月)

委員名	選任区分
久保 明彦 ※1	学校教育関係者 (多摩市公立小学校長会代表)
小野 和歌子 ※2	社会教育関係者 (多摩市文化団体連合代表)
布施 栄子	社会教育関係者 (多摩市体育協会代表)
細田 雅美	家庭教育の向上に資する活動を行う者 (多摩市青少年問題協議会地区委員会会長会代表)
長島 剛	学識経験者
田中 優	学識経験者
西山 規子	公民館利用者を代表する者
倉品 みゆき	公募市民
秋澤 友香里	多摩市図書館協議会委員
横倉 敏郎	多摩市文化財保護審議会委員

※1の任期は、令和6年4月22日～令和7年3月

※2の任期は、令和6年6月24日～令和8年3月

6 多教教第 6 9 6 号

令和 6 年 8 月 2 日

多摩市教育委員会
教育長 千葉 正法 殿

多摩市文化財保護審議会
会長 渡 辺 洋 子

第二次多摩市教育振興プランの更新に関する意見について（回答）

令和 6 年 4 月 2 4 日付 6 多教教第 1 4 4 号にて照会のありました標記の件について、
多摩市文化財保護審議会で協議した結果、別紙のとおり回答いたします。

基本施策2 「豊かな心」を育む教育の推進

(5) 社会教育との連携と多様な体験活動の推進

図書館や公民館などの社会教育施設のほか、児童館など地域の公共施設や商業施設などで、子どもの育成に資する講座や事業を実施し、親子や様々な世代との交流、体験型の学習などを通じた取り組みを実施します。

また、話す、聞く、読む、書くなど、豊かな言語表現活動や様々な情報にふれることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。特に、本にふれることによって豊かな心を育むため、「第三次多摩市子どもの読書活動推進計画」に基づく施策を展開することで、読書活動を推進します。

さらに、自然の中での活動や多様な文化や芸術を実際に体験できる機会を提供することにより、子どもの豊かな心を育成します。

その他、子どもたちが郷土の歴史や文化財を見たり触れたりしながら学ぶ場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

<多摩市文化財保護審議会の意見>

- 下から2行目「郷土の歴史や文化財」について、一括りではなく「子どもたちが郷土の歴史を学び、文化財を実際に体験する場や機会を充実させることにより」に変更してはいかがか。
- 下から2行目「その他」は追記したように思われる可能性があるため、他の記載に変更するか、前段の「また」「さらに」「その他」の言葉を削除してはいかがか。
- 子どもへの教育を柱とした文章で、記述順序が①図書館・公民館、②言語表現活動、③自然、④郷土の歴史・文化財 となっている点に違和感がある。順序について検討いただきたい。
- 文化財には有形文化財・民俗文化財・埋蔵文化財と多種多様なものがある。それらを細かく記載した方が分かりやすいのではないか。特に無形文化財、記念物、文化的景観にも関心を持つように周知する必要があるのではないか。
- 各項目の本文中に「ふれる」「触れる」が混在している。本計画で用語を使う際はすべて「触れる」に統一してはいかがか。

《事業展開に関する意見》

- 知識の伝達だけでなく、自ら経験して成功又は失敗し、振り返り、考えるといった学びの面白さを実感出来る体験の場を作っていただきたい。また、郷土の歴史や文化財に触れると同時に、他国の文化を学ぶ機会（外国人との交流等）についても検討いただきたい。

基本施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

(3) 誰もが学べる学習環境の整備・充実

学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点となる（仮称）文化財郷土資料室を旧北貝取小学校跡地に整備するとともに、豊富な資料・情報を揃え、知の地域創造の中核を担う中央図書館を多摩中央公園内に整備し、誰もが学べる学習環境の充実に図ります。

<多摩市文化財保護審議会の意見>

- 基本施策にある『社会教育』と『家庭教育支援』の充実』と、多摩ふるさと資料館、中央図書館の整備がどのように関与するのか分かりにくい。
- 「（仮称）文化財郷土資料室」は「多摩ふるさと資料館」に改め、「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点として利活用を積極的に推進する内容に変更してはどうか。
- 多摩ふるさと資料館と中央図書館の話は二つの文章に分割した方が分かりやすいのではないか。
- 中央図書館についても、豊富な資料・情報を揃え、知の地域創造の中核を担い、学習環境の充実に図る拠点として積極的な利活用を図る等に変更してはどうか。
- 多摩ふるさと資料館は整備して終わりではなく、運営や活用が継続しやすい支援をしていくことが重要である。今後の方向性を確かなものとするためにも「運営や活用が継続しやすい支援」に係る文言を付記することが必要ではないか。

《変更例》

旧北貝取小学校跡地に開館した多摩ふるさと資料館は、学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点として利活用を積極的に推進します。
また、知の地域創造の中核を担う中央図書館は、豊富な資料・情報を揃え、誰もが学べる学習環境の更なる充実に図ります。

基本施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

(4) 文化・歴史学習の充実

多様な文化や芸術にふれることにより、豊かな情操を養うとともに教養の向上を図ります。

文化財資料や郷土資料を活用するとともに、各種の講座・事業を通じて、次代を担う子どもたちをはじめ、広く市民が伝統文化や郷土の歴史に触れるなど学ぶ機会を充実させ、地域への関心、愛着をもつことを目指します。

<多摩市文化財保護審議会の意見>

- 基本施策2（5）と内容が重複する点が多いため、地域への関心と愛着をもち、自覚的なまちづくりへとつなげていくことを目指す、のように踏み込んだ表現を加え、市民の自覚的なまちづくりへと繋げる具体的な目標を明示してはいかがか。
- 「多様な文化や芸術にふれることにより、豊かな情操を養うとともに教養の向上を図ります。」とあるが、対象が不明である。また、「情操を養う」「教養の向上」は、やや古い印象のため、見直してはいかがか。
- 文化財には指定文化財と未指定文化財がある。「文化財資料や郷土資料」を「文化財と郷土資料」と変更することで、それらが包括できると思われる。
- 文化財には有形文化財・民俗文化財・埋蔵文化財と多種多様なものがある。それらを細かく記載した方が分かりやすいのではないか。特に無形文化財、記念物、文化的景観にも関心を持つように周知する必要がある。
- 各項目の本文中に「ふれる」「触れる」が混在している。本計画で用語を使う際はすべて「触れる」に統一してはいかがか。

《変更例》

郷土の多様な文化や芸術に触れ、歴史を学ぶことにより、子どもの豊かな心を養い、広く市民の教養の向上を図ります。

多摩市で受け継がれてきた有形・無形の文化財と郷土資料、文化財施設を積極的に活用し、伝統文化や郷土の歴史を学び親しむ機会を充実させることで、次代を担う子どもたちや市民が地域への関心と愛着をもち、地域で活動することを目指します。

多摩市文化財保護審議会委員名簿

(任期：令和6年5月～令和8年4月)

(敬称略・50音順)

委員名	分野・現職
青木 敬	考古学 國學院大學文学部教授
江里口 友子	日本美術史・東洋美術史 江戸東京博物館学芸員
加藤 幸治	民俗学・民具学 武蔵野美術大学教養文化・学芸員課程教授
桜井 昭男	近世・近代史 淑徳大学アーカイブズ主任専門員
津田 徹英	日本仏教彫刻・絵画史 青山学院大学文学部教授
沼田 真也	自然史 東京都立大学都市環境学部教授
宮間 純一	日本近代史 中央大学文学部教授
横倉 敏郎	地域史 多摩市社会福祉協議会副会長
渡辺 洋子	建築 追手門学院大学文学部特任教授

令和6年7月31日

教育部長 小野澤 史 様

多摩市公立小学校校長会
会長 鈴木 純一郎

第二次 多摩市教育振興プランの更新に関する意見について（回答）

日頃より本市公立小中学校の運営にあたり、多大なるご支援を賜り感謝申し上げます。

第二次多摩市教育振興プランの更新にあたり、下記の通り小学校長会にて集約をした意見を提出いたします。内容をご確認のうえ、更新作業時の参考としていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

1 更新のポイントに対する意見

(1) 現プランに掲げる目標（取り組みの指標）がどこまで達成できたか。

・各指標について、全国学力・学習状況調査及び新体力テスト結果に基づき判断する。

(2) 施策推進の過程で新たな課題が生じているか。

①「確かな学力」を育む教育の推進

・「学力の定着・慎重を促す学習指導の充実」では、令和の日本型教育の具現化に向けて、方向性を示す。

・「E S Dの充実・発展」では、「…（SDGs）を踏まえた教育活動…」と記されている。

SDGs は目標でありゴールであるため、どれだけ達成に近づけたのかが問われる。

教育振興プランの終年である2029年は、SDGsの時限年限である2030年とも合致しており

「SDGs 達成に向けたESDの推進」を施策の文言として記すべきである。

・「E S Dの充実・発展」では、「国内外の学校との交流」の記述がある。対面交流のほか、「オンラインによる交流」や「時差を超えたビデオレター等による交流」などを具体的に表記し、市民が交流手段を具体的にイメージできるように記述する。

②「豊かな心」を育む教育の推進

・「キャリア教育の推進」では、職場体験やキャリアパスポート等、中学校の取組につながる小学校におけるキャリア教育の推進の方向性を明確に示す。

・「不登校等の児童・生徒への支援」では、学校の対応だけでは困難な家庭支援の一層の充実を図る。

・「社会教育と多様な体験活動の推進」では、コロナ禍以降、減少傾向にある多様な体験活動、異年齢交流の機会をどのように確保していくか方針を示す。

・一人一台端末が配備され、I C T環境は子供たちにとって切り離せないツールになっている。学校内では、S N S関連のトラブルが交通事故や不審者の件数を上回る重要課題にもなっている。I C T活用の環境整備は記されているが、その活用方法については、学びの両輪と言える。「豊かな心」を育む教育の推進の項目においては、「他者理解力」に結びつく文言を記述する。

③「健やかな体」を育む教育の推進

- ・「安全・安心な美味しい学校給食の提供」では、「給食無償化」にかかわる家庭や地域への周知内容を明記する。
- ・「運動の日常化」の推進に向けた「学校」「家庭」「地域」それぞれの取組の充実につながるよう支援策を示す。

④ 児童・生徒の学びを支える環境づくり

- ・「コミュニティ・スクール及び地域学校共同活動の導入による地域とともにある学校運営の推進」では、多摩市の実態を踏まえた地域とともにある学校運営の推進に向け、コミュニティ・スクールの「導入」に続く、次のステップの方向性を示す。
- ・「ICT活用のための環境整備」では、ICT機器の環境整備に続く、GIGAスクール構想の一層の充実に向けた方向性を示す。
- ・「学校における働き方改革の推進」では、項目を「格上げ」する必要がある。
「令和の日本型教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）案等を踏まえ、「学校における働き方改革の更なる加速化」「学校の指導・運営体制の充実」「教員の処遇改善」等についての目標を設定する。
- ・「学校における働き方改革の推進」では、配置されるべき教員の未配置等、教員数の確保や質の向上に向けた取組の方向性を示す。「教員の働き方改革」について、社会全体の理解・尊重を一層支援する。
- ・「学校における働き方改革の推進」では、小学校における教科担任制、教員の持ち時数平準化等について、一層の推進を進める。

⑤「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

- ・校外学習や放課後、休日における児童の学習環境や運動の日常化の一層の充実を図る。

(3) 現プラン策定以後の社会の変化に伴い、新たな課題が生じているか。

国・都にはどのような動向（計画など）があるか。

- ・新型コロナウイルス感染症の流行を始めとする予測困難な時代
- ・ロシアのウクライナ侵攻、地球沸騰化などの地球規模課題
- ・少子高齢化の進展、人口減少社会
- ・共生社会・社会的包摂
- ・不登校児童・生徒の増加、いじめ重大事態の増加
- ・ICT技術の進展、AI
- ・教師不足、教育における働き方改革
- ・部活動の地域連携・地域移行
- ・地域教育力の低下
- ・子ども家庭庁の発足、こども大綱・こどもまんなか社会
- ・こどもの居場所づくり

①こどもの居場所づくり

・業務委託運営による「放課後子ども教室」事業（多摩市児童青少年課）の開始に伴い、試行実施校では、児童の放課後の居場所が確保され、安全に過ごせる環境整備への期待が高まっている。現状及び今後の事業計画について示す。

(4) 現プラン策定以後、市はどのような施策を進めているか。

- ・第六次多摩市総合計画（R5. 11策定、R5～9年度）
- ・気候非常事態宣言（R2. 6）
- ・多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例（R2. 7施行）
- ・子ども・子育て・若者プラン
（第2期子ども・子育て支援事業計画）（R2～6年度）
- ・子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例（R4. 4施行）
- ・ヤングケアラーの支援
- ・第4次生涯学習推進計画策定（R3～12年度）
- ・健幸まちづくり基本方針の改定（R6. 4予定）
- ・第4次食育推進計画策定（R6. 4開始予定）
- ・（仮称）こども計画策定（R7. 4開始予定）
- ・（仮称）歯科口腔保健推進条例（R7. 4施行予定）
- ・文化芸術振興計画策定（R7. 4開始予定）
- ・（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画策定（R7. 10開始予定）
- ・第三次特別支援教育推進計画策定（R8. 4開始予定）
- ・中央図書館開館（R5. 7）
- ・公民館の統合（R6. 4）など

<上記以外の施策、新規事業など（開始時期未確認）>

- ・リモートによる教員研修、会議等の実施
- ・学校配布物の電子データ化（多摩市公式ラインの活用）
- ・小学校水泳指導の業務委託
- ・放課後子ども教室運営事業の業務委託
- ・給食の無償化
- ・学校直通電話の留守番電話機能の導入
- ・業務用携帯電話機の配備

①気候非常事態宣言（R2. 6）

・「気候非常事態宣言」を発出した自治体としての実際の施策が庁舎内で取り沙汰されており、温暖化への対策、対応についての施策がストレートに必要である。体育館の冷房設備、校舎の断熱化、夏季休業日の運用日の検討、スキー実習を伴う集団宿泊行事の継続に関する検討などが考えられる。

2 その他の事項にかかわる意見

- ・校外学習の移動手段であるバス確保の困難さ、交通費高騰についての施策を示す。

港区立中学校では、今年度の修学旅行地がシンガポールになり、家庭の負担は5万円、残りは区が負担すると聞く。自治体の格差がさらに広がっている。

- ・各学校において、PTA組織の解散やPTA連合会から退会する事例が複数生じている。将来の保護者となる市民が誤った情報による不安や疑問を抱くことがないよう、この事態に対する方針を示す。

- ・小学校体育館の冷房設備の設置計画について、方向性を示す。

体育館は地域住民の指定避難所でもあることから、地域住民より冷房設備の設置を求める声が学校に多数届いている。施設開放の各団体からも同様の要望が出ている。

夏季に水泳指導を実施しない学校では、体育館で体育の授業を実施する。朝会や始業式などの儀式的行事のほか、音楽鑑賞会や学習発表会などの文化的行事などでも猛暑への対策が必要な現状があり、体育館の冷房設備の設置が強く求められている。

令和6年7月30日

多摩市教育委員会
教育部長 小野澤 史 様

多摩市立中学校長会
会長 竹田 和彦

第二次多摩市教育振興プランの更新に関する意見について（回答）

平成6年6月21日付6多教第419号「第二次多摩市教育振興プランの更新に関する意見について（照会）」において、照会がございましたので、以下の通り、回答いたします。

第1章 1 教育目標

(1) 子どもたちの生きる力の育成

・「誰一人取り残さない」というキーワードを入れる。

2 基本方針

(6) 「社会教育」と「家庭教育の充実」

・部活動の地域連携・地域移行について記述する。

第2章 第二次多摩市教育振興課プランにおいて取り組む基本施策

1 「確かな学力」を育む教育の推進

・取り組みの指標についてデータの更新

2 「豊かな心」を育む教育の推進

・取り組みの指標についてデータの更新

(6) 不登校等の児童・生徒への支援

・令和6年からの多摩市の不登校施策を記述。

3 「健やかな体」を育む教育の推進

・取り組みの指標についてデータの更新

(4) 体力向上に向けた取り組みの推進・充実

・競技大会後のレガシーを見据え→別標記あるいは削除検討

・P28 別のコラムを。

4 児童・生徒の学びを支える環境づくり

・取り組みの指標についてデータの更新

(1) コミュニティスクール及び地域学校協働活動の導入による地域とともにある学校運営の推進

・既に導入済み

(5) 地域における安全・安心な環境づくり

・「通学の安全を保護者や地域が見守る体制作りを支援します」

→横断歩道交通安全指導員等、保護者・地域の人材不足から、見守り体制が不十分な地域があった。標記するにあたって支障はないか。

(6) 家庭の状況を踏まえた経済的な支援

・給食費無償化実施の記載を。

(8) ICT活用のための環境整備

・内容のアップデートを。

5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

・取り組みの指標についてデータの更新

(5) 地域活動の支援

・部活動の地域連携・地域移行について記述する。

3 パブリックコメント

令和6年多摩市教育委員会第19回定例会（令和6年11月25日開催）において決定した「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」（素案）に対し、パブリックコメントを実施しました。

(1) パブリックコメント実施結果

実施期間：令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）まで（32日間）
提出意見：1件（提出先：中央図書館1件）

(2) 閲覧場所

市役所第二庁舎1階行政資料室
多摩市立中央図書館
多摩センター駅出張所
永山公民館
関戸公民館
二幸産業・NSP健福祉プラザ（多摩市総合福祉センター）
ベルブ永山4階教育振興課
多摩市公式ホームページ

(3) 提出された意見

	該当箇所	意見本文	教育委員会の考え
1	6P 4 改訂の背景	「…社会では少子化…グローバル化……子どもの体力の低下、いじめや不登校の増加…教育においても様々な課題が生じています。…」これらを分析し施策を練られている教育委員会の方々のご努力にまず敬意を表したいと思います。	ご意見をいただいたとおり、社会は刻一刻と変化し、様々な課題が生じていると認識しています。「予測困難な時代」を生きる子どもたちが社会で生き抜くために必要となる「生きる力」を身に付けられるよう、第2章の基本施策1～3（18～37ページ）において、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための各施策を定め、基本施策4（32～37ページ）において学校・家庭・地域が子どもたちの学びを支え、基本施策5（38～41ページ）に子どもも大人もともに学び育つための各施策を定めました。引き続き、すべての市民の学びを支えるために、学校教育と社会教育の連携を進めていきます。

		今後ともご理解、ご協力をいただけますよう、よろしく願いいたします。
18P 取り組みの指標	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」の割合がR5年高くなり、自然災害や気候変動が多くなるなか、とても頼もしく思います。「津波てんでんこ」のように過去に学び行動までもっていける「確かな学力」をぜひ地域住民としても学んでいきたいと思ひます。	市教育委員会では、重点施策であるESDの中で「2050年の大人づくり」をスローガンに、持続可能な社会の創り手を育成することを目指しています。「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思ひますか」の割合が高くなっているのは、ESDの取り組みの成果の一端であると捉えています。今後も持続可能な社会の創り手として、地域の皆様とも一緒に学び、学んだことから行動に移したりすることのできる子どもたちを育成していきたいと思ひます。
23P 取り組みの指標	心配な点は、「どんな理由があっても「いじめはいけない」と回答している割合がR3→R5年に向け低下している点です。重大事態が出てきていることを危惧しています。	市教育委員会では、子どもたちの豊かな情操と道徳心を培うために、学校と連携しながら、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実、いじめ防止等に関する授業の3回以上の実施などに取り組んでいます。 また、いじめを重大化させないように、各小・中学校が組織的に対応するために、各校のいじめに関する基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応できるよう、引き続き学校に対して指導・助言を行うとともに、教員対象の研修にも取り組んでいます。
24P (1)人権教育	「人権教育について」は、「子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」のもと、教科書検定や特別支援教育推進においては、子ども・若者に意見を聞いています。子どもの意見も今後聞いて反映して欲しいと思ひます。	市教育委員会では、本条例の趣旨を踏まえ、子どもの意見を取り入れた取り組みを進めています。特に本市の重点施策としているESDにおいては、市内の一部の小中学生が参加して「多摩市子どもみらい会議」を開催し、各校の取り組みを通して考えた「自分たちにできること」を共有し、さらに議論を深め、市政に提案をするなど子どもの意見を取り入れてきました。今後も、子どもの意見を踏まえ、子どもが主体となった取り組みを推進していきます。

<p>26P コラム</p>	<p>八ヶ岳少年自然の家での移動教室での林業体験の経験は子ども達にとって貴重です。ぜひ続けていってほしいと思います。</p>	<p>林業体験は、市内全小学校の6年生が八ヶ岳少年自然の家に宿泊する移動教室の2日目に、自然の家に程近い国有林 62.57ha を林野庁の全面協力を得て無償で利用しながら毎年実施しています。</p> <p>また、実施に際しては多摩市の児童に安全な環境で林業を体験してもらうため、事前に草刈りや危険木の伐採等が必要です。そこで、地元富士見町、指定管理者の（一社）富士見パノラマリゾート、そして多摩市内の有志で組織いただいているボランティア団体「フレンドツリーサポーターズ」の皆さんのご協力により、林業体験に適した環境の維持・整備を行っています。</p> <p>多摩市教育委員会といたしましても、多摩市から2時間程度で行ける八ヶ岳の大自然を活用しながら、様々な関係者・協力者の皆様と一緒に、今度も安全第一で児童生徒に貴重な体験学習を提供して参りたいと考えています。</p> <p>引き続き多摩市の教育行政にご支援ご協力いただければ幸いです。よろしく願いいたします。</p>
<p>27P コラム</p>	<p>不登校の子どもが増加していることです。「あたご Space」が2024年4月から開校されていますが、市の広報でははじめて9月に知らされました。市民に説明不足と思います。不登校対策として行われていることを都の事業とは言え、市民にも説明してほしかったです。</p>	<p>「あたご Space」の開設にあたっては、学校を通じて令和6年1月に対象の児童生徒、保護者へお知らせし、説明会を開催しました。事業実施決定から開設までの期間が短く、開設後に入級者が安心して学校生活を送れるよう環境を整えておりました。結果として、広く市民の皆様へのご説明がたま広報（9月20号）となりました。</p> <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>30P (5) 持続可能な部活動の環境整備</p>	<p>地域連携・地域移行に向けて新聞に熊本市の例がのっていました。地域連携で地域の方がコーチとして入り、部活動を続けたい先生方も入り、いろいろなスポーツや文化活動を友達と楽しめる機会を残しておいた方</p>	<p>学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、多摩市では地域で活動をしているスポーツ団体や文化団体にアンケートを実施し、指導者としての連携を図っていきます。</p>

		<p>がよいと思います。大人になっても生涯学習を続けていける1つのきっかけになると思います。</p>	<p>また、教職員の兼職兼業で部活動が続けたい先生方も指導ができるよう体制を整えることを検討しています。引き続き学校関係者、保護者、地域団体の方を委員とした協議会を通して、地域移行による子どもたちのスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保に向けて協議・検討を進めていきたいと考えています。</p>
—		<p>今回の素案には、小中校長会、審議会の意見が資料としてはのっていないので、どのように反映されたかわかりにくかったです。現場の方々の意見も市民として一緒に考えていきたいと思っています。</p>	<p>今回パブリックコメントを実施した素案は「本編」のみとなっており、審議会等からいただいた意見を含む「資料編」は掲載しておりませんでした。</p> <p>「資料編」に審議会等からいただいた意見を掲載しています（54～71ページ）が、紙面の都合もあり、いただいた意見をどのように反映したかが分かる資料につきましては掲載しておりません。市公式ホームページに掲載していますので、ご覧ください。</p>

4 策定経過

年	月日	事項	内容
令和6	1/22	教育委員会協議会	第二次多摩市教育振興プランの更新について（協議） 更新作業の進め方について
	3/26		第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会設置要綱を 制定
	4/17	更新検討委員会 （第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会について ・第二次多摩市教育振興プラン更新の進め方について ・第二次多摩市教育振興プランの更新に関する附属機関等への意見照会について
	4/22	教育委員会 （第7回定例会）	第二次多摩市教育振興プランの更新について（協議） 更新作業の概要・スケジュール等の確認 附属機関等への意見照会について
	4/24	附属機関への意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩市学びあい育ちあい推進審議会 ・多摩市文化財保護審議会
	5/22	更新検討委員会 （第2回）	・現・第二次多摩市教育振興プランの検証について
	6/18	経営会議	・第二次多摩市教育振興プランの更新について（各部報告）
	6/19	多摩市議会	・第二次多摩市教育振興プランの更新について（子ども教育常任委員会へ報告）
	6/21	学校長会への意見照会	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校長会 ・中学校長会
	7/9	更新検討委員会 （第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会第12回定例会への協議について ・現・第二次多摩市教育振興プランの検証結果について
	7/22	教育委員会 （第12回定例会）	第二次多摩市教育振興プランの更新について（協議） 更新作業の日程について 更新方針（案）について 現・第二次多摩市教育振興プランの検証結果の共有
	8/20	更新検討委員会 （第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関等への意見照会の回答について ・附属機関等からの意見等を踏まえた更新案について ・各課更新作業依頼について
	10/1	更新検討委員会 （第5回）	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会設置要綱の一部改正について ・前回検討委員会での議論を踏まえた基本施策の内容の順位変更案について ・各課更新作業結果の確認について ・教育委員会第16回定例会への提出資料について

年	月日	事項	内容
	10/15	教育委員会 (第16回定例会)	第二次多摩市教育振興プランの更新について（協議） 附属機関への意見照会に対する回答について報告 更新後のプラン原案の教育委員会への付議手順について 更新後のプランの事務局案「教育目標・基本方針・体系図・基本施策の内容」
	10/31	更新検討委員会 (第6回)	・本文以外のページの修正案について ・副題について ・教育委員会第18回定例会への提出資料について ・資料編への記載データについて
	11/11	教育委員会 (第18回定例会)	第二次多摩市教育振興プランの更新について（協議） 副題について 更新後のプランの事務局案（資料編を除く本文全体）
	11/19	更新検討委員会 (第7回)	・第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）の最終確認について ・パブリックコメントについて
	11/25	教育委員会 (第19回定例会)	第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）について （原案可決）
	11/26	経営会議	・第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）について（報告）
	12/16	多摩市議会	・第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（素案）について（子ども教育常任委員会へ報告）
	12/20 ～1/20	パブリックコメント	
令和7	2/4	更新検討委員会 (第8回)	・庁内からの意見について ・パブリックコメントの結果について ・資料編について
	2/10	教育委員会 (第3回定例会)	第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（原案）について （協議）
	2/25	教育委員会 (第4回定例会)	第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）（原案）について （原案可決）
	3/4	経営会議	・第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）について（報告）
	3/21	多摩市議会	・第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）について（子ども教育常任委員会へ報告）

5 検討体制

(1) 多摩市教育委員会

職 名	氏 名
教育長	千葉 正法
教育長職務代理者	岩佐 玲子
委員	原島 久男
委員	比田井 秀美
委員	小林 昭一

(2) 第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会

	職 名	氏 名
会長	教育部長	小野澤 史
	教育部参事（教育指導課長事務取扱）	山本 勝敏
副会長	教育振興課長	城所 学
	社会教育・文化財担当課長	齊藤 義照
	公民館長	伊藤 麻衣子
	図書館長	渡邊 哲也
	学校支援課長	櫻田 芳恵
	学校給食センター長	佐藤 彰宏
	教育指導課統括指導主事	高橋 篤
	教育協働担当課長	野原 敏正
	教育センター長	豊島 佳代
	教育部副参事	竹田 昂士 ※令和6年10月1日から

6 第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会設置要綱

令和6年3月26日多摩市教育委員会告示第11号
改正 令和6年9月27日多摩市教育委員会告示第37号

第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき多摩市が定める教育振興基本計画である第二次多摩市教育振興プラン(以下「第二次教育振興プラン」という。)を更新するため、第二次多摩市教育振興プラン更新検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第二次教育振興プランの更新に関して多摩市教育委員会の会議に協議又は付議する事項の検討に関すること。
- (2) 前号に規定する協議において発言のあった意見の検討に関すること。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、第二次教育振興プランの更新に関し、必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

教育部長 教育部参事 教育部教育振興課長 教育部社会教育・文化財担当課長 教育部学校支援課長 教育部教育指導課統括指導主事 教育部教育協働担当課長 公民館長 図書館長 学校給食センター長 教育センター長 教育部副参事
--

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は教育部長をもって充て、副会長は教育部教育振興課長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、会長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和6年多摩市教育委員会告示第37号)

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）

— 子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへ —

発 行	令和7年3月 多摩市教育委員会 東京都多摩市永山1丁目5番地 電話 042-338-6872
編 集	教育部教育振興課
印刷番号	6 - 5 3
頒布価格	2 5 0 円

